



加賀市高齢者保健福祉の手引き



高齢者の健康と介護

お役立ち

ガイドブック

2026(令和8)年度版



加賀市

高齢者の健康と介護

お役立ちガイドブック

老後の安心を地域で支えていきましょう	4
40歳以上のみんなが保険料を納めます	5
保険料を滞納すると？	6
加賀市の介護保険の現状	7
「地域包括支援センター」ではこんな仕事をしています！	8
「地域包括支援センター」の窓口	10
サービスの利用は、まず「相談」から	12
サービス利用の前に計画を立てましょう	14
介護保険負担割合証が交付されます	16
利用できるサービスの限度額	17
自己負担が高額になったとき	18
<コラム>「ケアマネジャー」とはどんな人？	20

介護サービス

居宅介護支援(サービス利用についての相談)	22	住宅改修・福祉用具の相談	31
訪問介護(ホームヘルパーの訪問)	24	介護する家族を支援(介護用品の支給)	31
訪問入浴介護	24	居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)	32
訪問リハビリテーション	25	高齢者住宅リフォーム助成	33
訪問看護	25	寝具の洗濯・乾燥・消毒	34
居宅療養管理指導	26	訪問理美容	34
通所介護(デイサービス)	26	短期入所生活介護/短期入所療養介護(ショートステイ)	35
地域密着型通所介護	27	認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	36
通所リハビリテーション(デイケア)	28	特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	36
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	28	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	37
小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	29	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	37
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	29	介護老人保健施設	37
福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)	30	介護医療院	38
特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)	30		

介護予防サービス

介護予防支援	40	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	42
介護予防訪問入浴介護	40	介護予防短期入所生活介護	42
介護予防訪問リハビリテーション	40	／介護予防短期入所療養介護	42
介護予防訪問看護	41	その他のサービス	43
介護予防居宅療養管理指導	41	<コラム> 支え合いの地域づくり	44

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業を利用して 自分らしい生活を続けましょう	46	元気はつらつ塾	53
介護予防基本チェックリスト	48	かがやき予防塾	54
家事支援サービス(訪問型サービス)	49	もの忘れ健診	54
介護予防訪問介護相当サービス (訪問型サービス)	50	地域おたっしゅサークル、 ふれあい・いきいきサロン	56
短期集中予防サービス(訪問型・通所型サービス)...	50	介護支援ボランティア制度	59
サービス活動 A(通所型サービス)	51	<コラム> 介護を抱え込まないために	60
介護予防通所介護相当サービス (通所型サービス)	52	<コラム> 介護をしている皆さんへ	61
		<コラム> 介護予防はなぜ大切？	62

高齢者福祉サービス(すべての高齢者向け)

かもまる講座(職員出前講座)	64	生活福祉資金の貸付	67
<コラム> みんなで見守る認知症	64	移送サービス(おでかけ号)の利用 (福祉有償運送サービス)	68
老人福祉センター	65	移送サービス(おでかけ号)の利用 (車両貸出事業)	69
生活支援機器給付	65	<コラム> あなたのその行動、 ハラスメントになっていませんか？	70
ケアハウス	66		
車いすの貸出	66		

その他の支援や相談窓口など

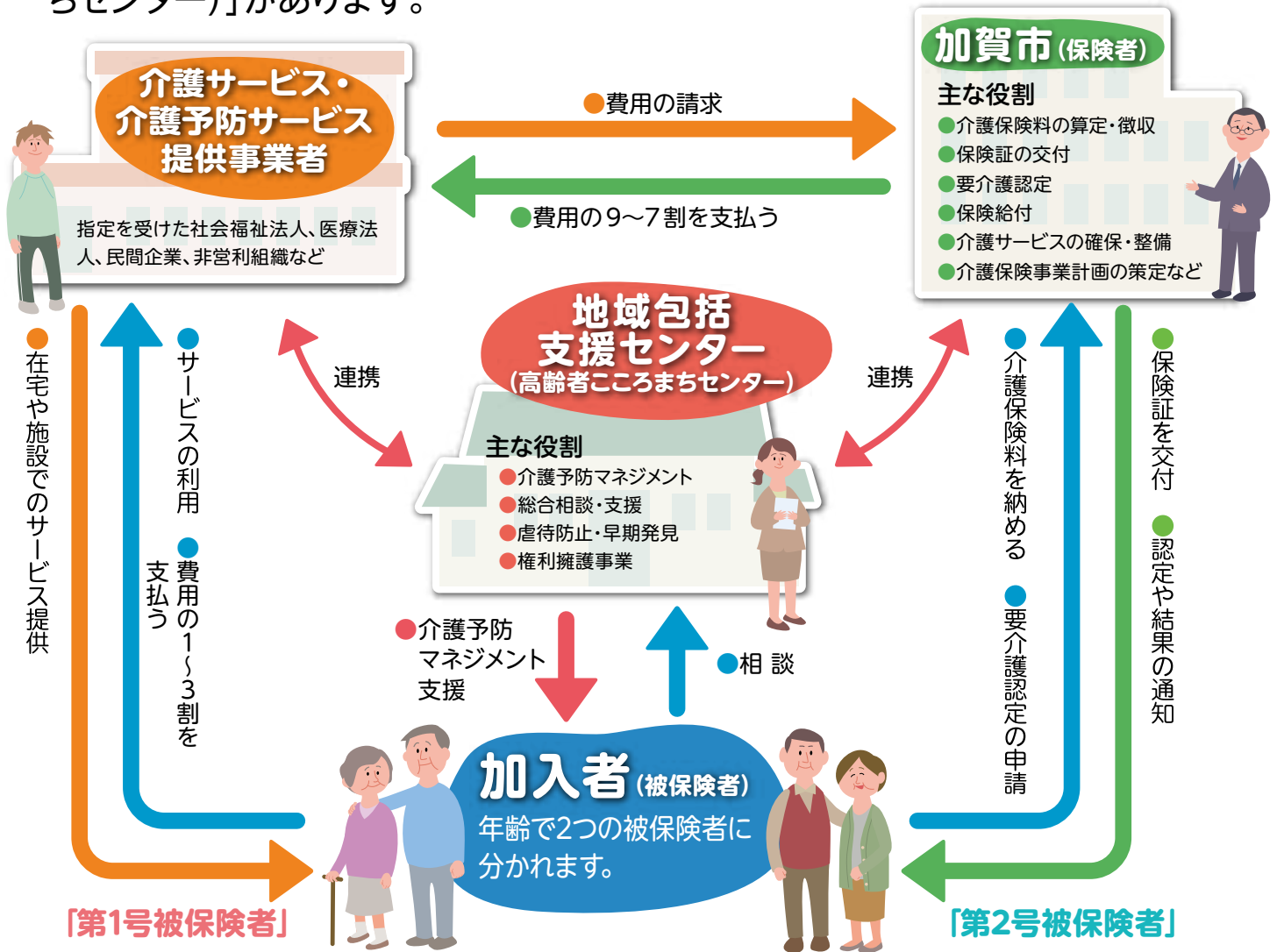
シルバー人材センター	72	成年後見センター	75
老人クラブ	72	<コラム> 高齢者の権利を守ります	75
南加賀認知症疾患医療センター	73	民生委員	76
相談支援事業所	73	加賀市医療センター	76
在宅療養支援診療所	74	地域連携センターつむぎ	76
福祉サービス利用支援事業	74	介護なんでも 110 番	77
		<コラム> 加賀市 わたしの暮らし手帳	78

加賀市介護サービス事業所マップ

加賀市介護サービス事業所マップ	80
-----------------	----

老後の安心を 地域で支えていきましょう

地域における介護や福祉などに関するさまざまな相談の窓口として、また、介護予防を推進する総合的な機関として、「地域包括支援センター（高齢者こころまちセンター）」があります。



65歳以上の方は

第1号被保険者

- 介護や支援が必要であると「認定」を受けた方、または介護予防基本チェックリストに該当した方はサービスを利用できます。
→12-13 ページ
- 介護が必要となった原因は問われません。

40～64歳の方は

第2号被保険者

- 介護保険で対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方はサービスを利用できます。
- 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険で対象となる病気（特定疾病）

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

40歳以上のみんなが 保険料を納めます

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費を財源に運営されています。

【第1号被保険者】65歳以上の方の保険料

保険料は所得によって分かります

65歳以上の方の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。この「基準額」を中心に、所得に応じた負担になるように15段階の保険料に分かります。保険料は、毎年6月末までに決定します。

段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第15段階	本人が市民税課税者 ^{※1} で合計所得金額 ^{※2} が1,000万円以上	基準額 × 2.40	184,320円
第14段階	本人が市民税課税者で 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	基準額 × 2.30	176,640円
第13段階	本人が市民税課税者で 合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 × 2.20	168,960円
第12段階	本人が市民税課税者で 合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 × 2.10	161,280円
第11段階	本人が市民税課税者で 合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 × 1.90	145,920円
第10段階	本人が市民税課税者で 合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 × 1.70	130,560円
第9段階	本人が市民税課税者で 合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 × 1.55	119,040円
第8段階	本人が市民税課税者で 合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 × 1.30	99,840円
第7段階	本人が市民税課税者で 合計所得金額が80万円以上120万円未満	基準額 × 1.20	92,160円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が80万円未満	基準額 × 1.10	84,480円
第5段階	世帯員に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、 本人の課税年金収入額 ^{※3} と合計所得金額の合計額が82.65万円超	基準額	76,800円
第4段階	世帯員に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円以下	基準額 × 0.90	69,120円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計額が120万円超	基準額 × 0.685	52,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計額が82.65万円超120万円以下	基準額 × 0.485	37,240円
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ^{※4} 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計額が82.65万円以下	基準額 × 0.285	21,880円

※1…令和7年度税制改正による給与所得控除額の引上げを適用しないことにより、市民税課税者とみなす者を含む。

※2…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除(令和7年度税制改正による給与所得控除額の引上げは適用しない。)をする前の金額。介護保険料の算定においては、「土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額」と、「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額を用いる。

※3…国民年金・厚生年金・共済年金など、課税対象となる種類の年金収入のことで、障害年金・遺族年金などは含まない

※4…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、他の年金を受給できない人に支給される年金

！ 保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割(2割)から3割に、または3割から4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



1年間滞納した場合

- サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。(9割、8割または7割相当分は後で市から払い戻されます。)

1年6カ月間滞納した場合

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

市から払い戻されるはずの給付費(9割、8割または7割相当分)の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した場合

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割(2割または3割)である利用者負担が3割(4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

困ったときは、
介護保険の
窓口へ...

災害などの特別な事情で、一時的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合もあります。

困ったときは、お早めに介護福祉課にご相談ください。

介護保険 Q&A



保険料はいつから
納め始めるのですか？



保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例

● 8月1日が65歳の誕生日の方

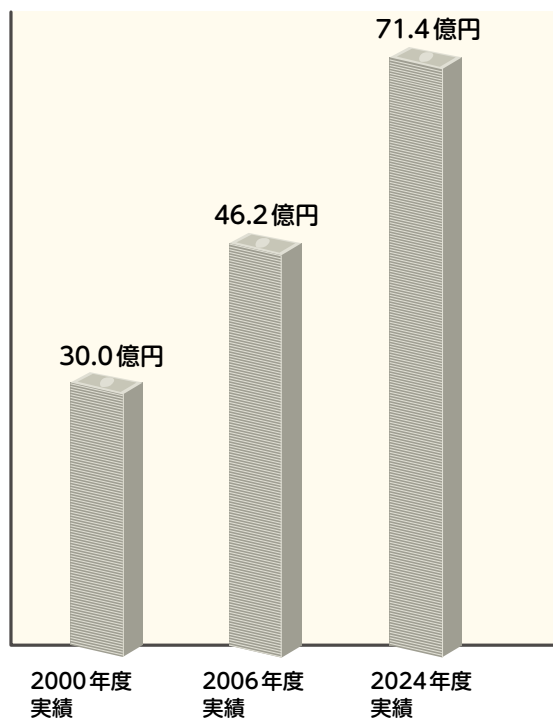
➡ 7月分から納めます

● 8月2日が65歳の誕生日の方

➡ 8月分から納めます

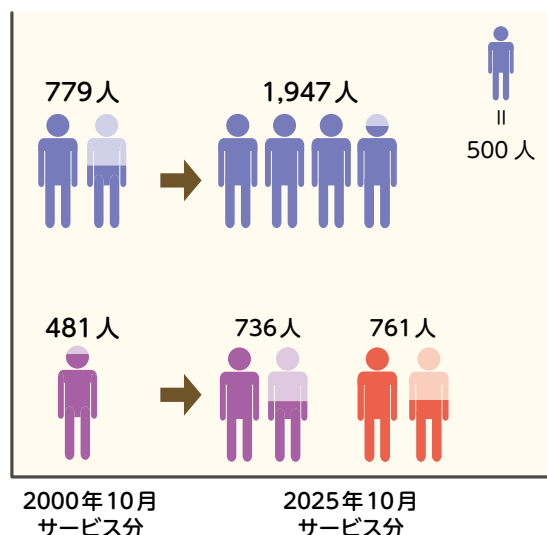
加賀市の介護保険の現状

加賀市の介護保険の総費用の推移



介護保険の総費用は、年々増え続けており、介護保険制度が開始した24年前の2倍以上になっています。この傾向が続くと、介護保険制度を維持するために、皆さんの保険料負担額がさらに増えてしまう結果にもなりかねません。

加賀市のサービス受給者数の推移



在宅サービス
施設サービス
地域密着型サービス ※地域密着型サービスは2006年に創設

介護保険のサービスを利用する人は約2.7倍に。特に在宅でサービスを受ける人が増えています。

・高齢者お達者プラン
・介護保険事業状況報告をもとに作成



サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？



使っていないけど...

A

65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

「地域包括支援センター」(高齢者こころまち

高齢者の生活を支える総合機関です！

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して、その人らしくいきいきと生活を続けていくために、「介護」や「医療」の提供だけでなく、日常の見守りや生活支援、予防活動等地域ぐるみで支えていく体制が必要です。

「地域包括支援センター」は高齢者の皆さん、家族、地域の住民、関係機関などと協力しあい高齢者のさまざまな相談支援に対応していきます。

こんな悩みありませんか？

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんはもちろん、そのご家族や高齢者の近所にお住まいの皆さんの悩みや相談に対応する総合相談窓口です。

高齢者の皆さん

自分の生活や健康について、困ったことや心配ごとなど、どこに相談したらよいかわからないことなど、どんなことでもご相談ください。



高齢者のご家族

高齢の家族についての心配ごと、介護での疲れや悩み、介護のやり方がわからないなど、どんなことでもご相談ください。



高齢者の近所の皆さん

近所の高齢者に関する心配ごと等、気になることはどんなことでもご相談ください。



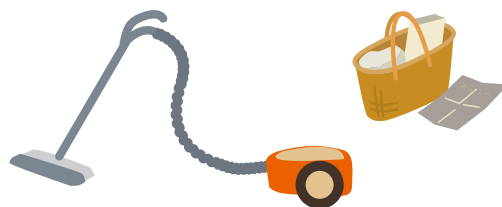
そのほかこんなときにご相談ください

足腰が悪くならないようにしたい。



何かできることはないかしら…

ひとり暮らしで、買い物や掃除が大変になってきた。



介護保険を利用したいが、どうしたらよいかわからない。

市役所？



介護保険施設？



どこに相談したらよいのやら…



認知症の父親の対応の仕方を教えてほしい。



センター) ではこんな仕事をしています！

地域包括支援センター (高齢者こころまちセンター) の業務

地域包括支援センターは 高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。



地域包括支援センターが行っている主な支援

本人のしたい生活が 続けられるよう 介護予防をすすめます



介護が必要となるおそれがある方や、要支援１・２と認定された方への支援を行います（介護予防ケアプランの作成など）。

介護に関する悩みなど さまざまな相談に 応じます



介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け付けています。

高齢者のみなさんの 権利を守ります



消費者被害などへの対応、成年後見制度の利用支援や、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。

暮らしやすい地域づくりに 取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス事業者や医療・民生委員や地域の人々と協力してネットワークづくりを進めています。
また、ケアマネジャーの支援・育成を行い、専門性の高いサービス提供に努めます。



身近な地域に「地域包括支援セ お住まいの地域にある「地区高齢者こころ

大聖寺地区

大聖寺なでしこの家

大聖寺番場町 29 番地 4

☎72-1882

小規模多機能ホーム

きょうまち

大聖寺京町 27 番地

☎76-5510

南郷地区

小規模多機能ホーム

なんごうえがお

上河崎町才 120 番地

☎75-7815

三木・三谷・塩屋地区

グループホーム

まどい

直下町イ 32 番地 1

☎72-5220

山代地区

山代すみれの家

山代温泉八 74 番地 5

☎77-1505

ニーズ対応型

小規模多機能ホーム

ききょうが丘

山代温泉桔梗丘 4 丁目 1 番 1

☎76-3660

庄地区

小規模多機能ホーム

いらっせ庄

庄町ル 167 番地

☎74-5650

勅使・東谷口地区

小規模特別養護老人ホーム

ちよくし

勅使町ル 75 番地 1

☎77-3911

作見地区

小規模多機能ホーム

いらっせ松が丘

松が丘 1 丁目 17 番地 8

☎72-2050

小規模多機能ハウス

さくみ

作見町カ 132 番地 1

☎75-3315

ンター」があります

まちセンター」にご相談ください

動橋地区

動橋ひまわりの家

動橋町イ 19 番地 1

☎74-1611

分校地区

小規模多機能ホーム いらっせ分校

分校町リ 338 番 1

☎74-1301

片山津地区

小規模多機能ホーム いらっせ湖城

湖城町 3 丁目 125 番地

☎74-8122

金明地区

小規模多機能ホーム きんめい

野田町タ 8 番地 1

☎74-7401

橋立地区

小規模多機能ホーム はしたて

橋立町イ乙 54 番地 1

☎75-7384

山中地区

富士見通り お茶の間さろん

山中温泉白山町ノ 14 番 1

☎78-2555

基幹型地域包括支援センター (加賀市高齢者こころまちセンター)

加賀市役所別館 1 階

大聖寺南町二 41 番地 ☎72-8186



サービスの利用は、まず「相談」

介護保険を利用するときは、まず加賀市の窓口で相談して手続きしましょう。

地域包括支援センターに困りごとを相談する

① 要介護認定の申請をする

申請の窓口は加賀市役所別館1階の介護福祉課です。申請は、本人のほか家族でもできます。

- 初めての申請は、まず地域包括支援センターにご相談ください。



- 更新の場合などは、次のところにも申請の依頼ができます。

- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設



介護予防基本チェックリスト

「基本チェックリスト」は老化のサインを自己記入式で確認できるシートです。



(65歳以上の方が対象。40歳から64歳以下は要支援認定が必要となります。)

② 要介護認定

申請をすると、認定調査や公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●認定調査

市の担当職員などがご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

※主治医がいない方は市が紹介する医師の診断を受けます

●一次判定

認定調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

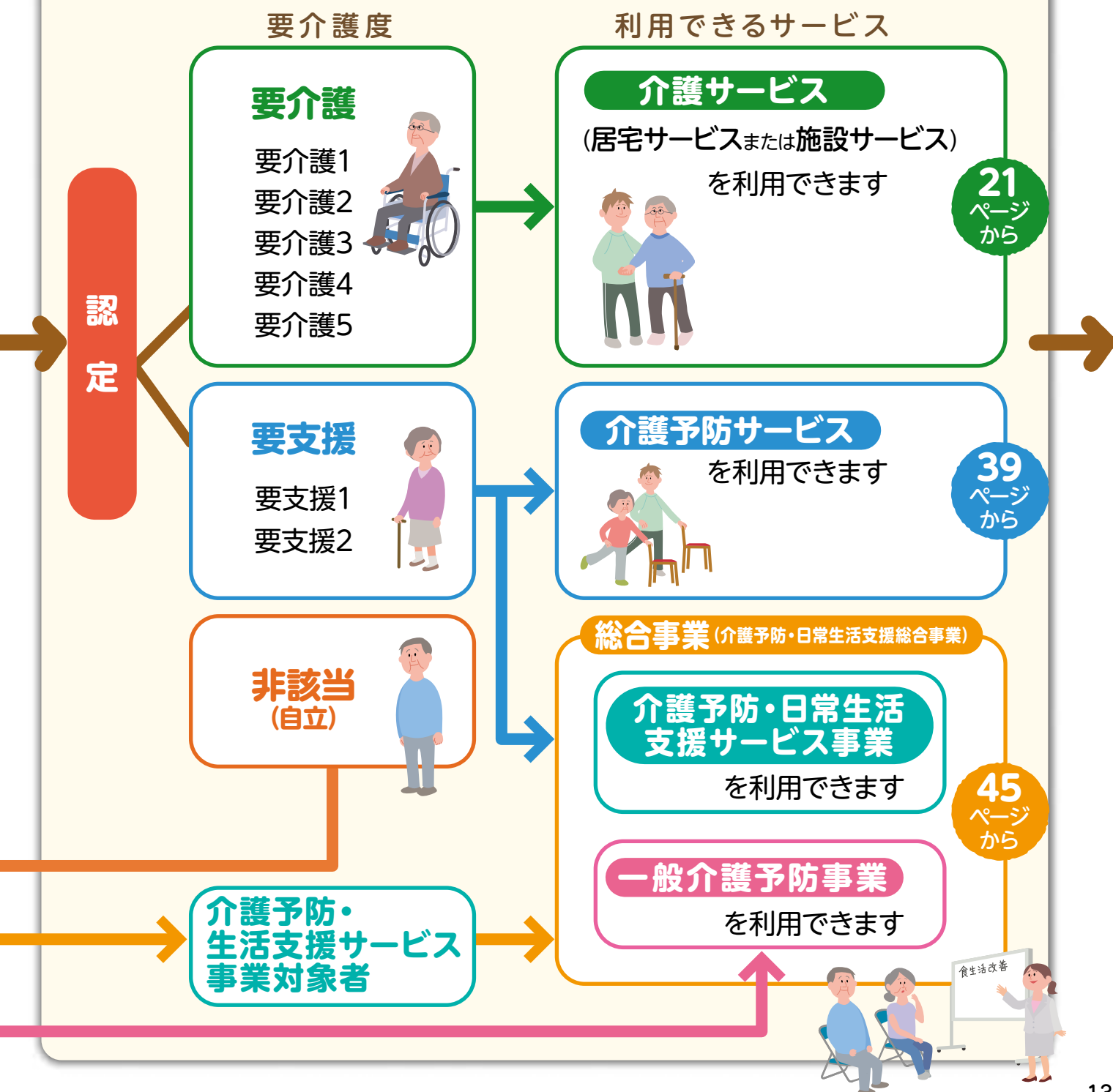


該当

非該当

③ 結果の通知とサービスの利用

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。サービスを選び、ケアプランを作成(14～15ページ)してから、サービスを利用します。



サービス利用の前に計画を立て

いつ、どんなサービスを利用するかを決めるケアプランを作ります。ケアプランはケアマネ

サービス利用の流れ

1

地域包括支援センター
または居宅介護支援事業者に
連絡します



利用者

要介護1～5の方

- 居宅介護支援事業者にいる介護支援専門員(ケアマネジャー)に、ケアプランの作成を依頼します。

事業者一覧→23ページ

要支援1・2の方・

介護予防・生活支援サービス 事業対象者

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。

地域包括支援センター
→10ページ

2

地域包括支援センターの職員
またはケアマネジャーと
話し合います



利用者

- 困っていることや、これからどのような生活を希望するか伝えます。
- サービスの種類、費用などについても相談しましょう。

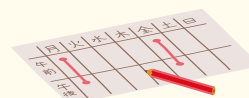


職員・ケアマネジャー

- 本人や家族から生活状況介護の状況や希望について話を聞きます。
- 利用者や家族が抱える問題を見つけ、その問題の解決方法を一緒に考えます。

3

ケアプランを作成します



利用者

- 地域包括支援センターの職員またはケアマネジャーといっしょに具体的な目標などを決めます。
- ケアプランの原案をもらい、今後、希望する生活ができるか検討します。



職員・ケアマネジャー

- 各サービス事業者と、必要なサービスについて連絡・調整をします。
- 問題があれば、ケアプランの手直しを行います。



ケアプランとは何？

ケアプランは、どんな介護(介護予防)サービス等を、いつ、どのくらい利用するかという計画書で、その後の生活やからだの状態を左右する大切なものです。介護保険では、原則としてケアプランを作ってからサービスを利用することになっています。

ケアプランはなぜ必要？

ケアプランをつくることによって、利用者に必要なサービスが、より効率的に利用できるようになります。今より生活やからだの状態が良くなることを目標に、地域包括支援センターの職員またはケアマネジャーとよく相談しながら作りましょう。

ケアプランの作成費用は？

ケアプラン作成費用は全額保険給付です。自己負担はありません。

てましよう

ジャーと相談しながら作成しましょう。

※ケアプランを自分で作成したときは、作成したケアプランを市に届けます

※ケアプランを作成せずに介護サービスを受けたら、いったん全額を立て替え、後日、介護保険から払い戻しを受けます

4

ケアプランが決まり、 サービスの利用が始まります



利用者

- 納得できるケアプランができたら、サービス事業者と契約を結び、サービスを利用します。



サービス事業者

- サービス事業者と具体的なサービス利用の打ち合わせを行います。(内容や費用も含めて)



5

サービス計画の 実施状況の把握・見直し



利用者

- 一定期間後に設定された目標が達成されたかどうか確認します。



職員・ケアマネジャー

- 計画通りにサービスが提供されているか、目標通りに成果を上げているかをみます。
- 問題点や不都合がでてきたら、ケアプランの修正を行います。

ケアプラン5つのチェックポイント



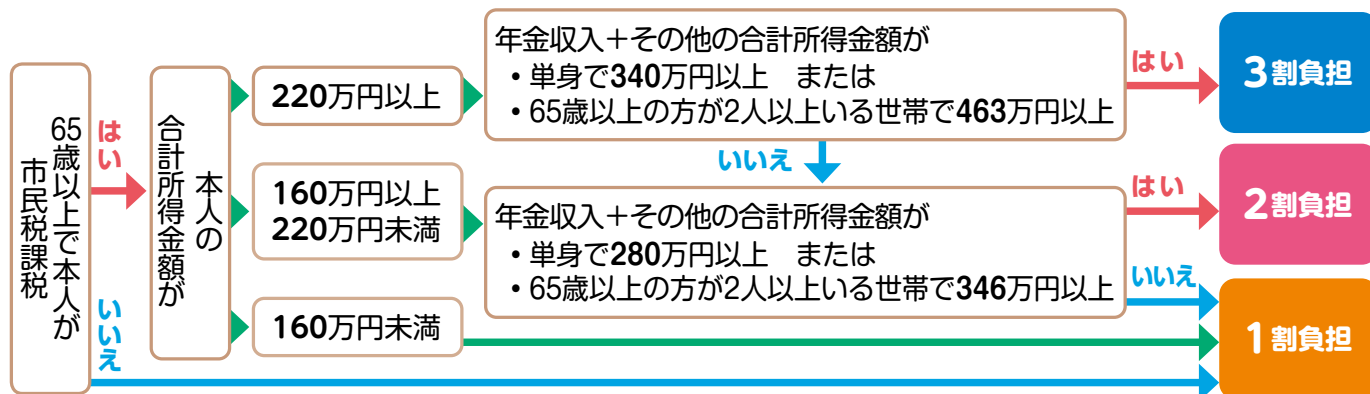
- ☐ 本人や家族の希望が十分取り入れられていますか？
- ☐ ケアマネジャー等の専門的な意見が反映されていますか？
- ☐ 健康状態の改善を目標としたケアプランですか？
- ☐ 今までより介護の負担が少なくなりますか？
- ☐ 経済的に無理のないケアプランですか？

介護保険負担割合証が交付されます

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の一部を支払います。介護保険サービスの自己負担が2割の方のうち特に所得の多い方の負担割合は3割になります。

要支援・要介護認定もしくは事業対象者の判定を受けた方全員に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。

■自己負担割合の判定基準



※ 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

介護保険負担割合証を確認しましょう

介護保険負担割合証を受け取ったら、内容を確認しましょう。内容に誤りがあったら、介護福祉課に届け出ましょう。

交付対象となる期間

負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。前年の所得によって負担割合が決定します。

負担割合（1～3割）が記載されます。

※書式は厚生労働省の示した標準的な仕様です。市区町村により内容や色が異なります。

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日
割	終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日
割	終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用するときに必ず持参しましょう

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときの**自己負担割合を示す証明書**になります。**介護保険の保険証**（被保険者証）と一緒に、負担割合にかかわらず**介護保険負担割合証**を必ず提示してください。



介護保険負担割合証を忘れると

介護保険負担割合証を提示しなかった場合、本来の自己負担割合で介護保険サービスを受けられないことがあります。介護保険サービスを受けるときは、忘れずに介護保険の保険証と介護保険負担割合証を提示しましょう。

利用できるサービスの限度額

介護保険のサービスを利用した場合、かかった費用のうち一定割合（1割、2割、3割のいずれか）が利用者負担になります。施設に入所している場合には、この1割、2割、3割のいずれかの利用者負担に加えて、部屋代や食費、散髪代などの日常生活にかかる費用が必要です。

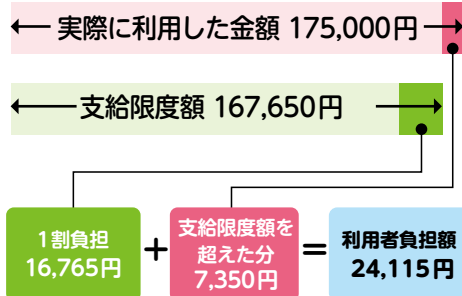
● 介護保険のサービスを利用したときは利用料の1割、2割、3割のいずれかを支払います

居宅サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業は要介護度ごとに1か月に利用できる金額の上限（限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額（1か月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

例 要介護 1（1割負担）の方が、175,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は



■支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
 - ・居宅介護住宅改修
 - ・居宅療養管理指導
 - ・特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
 - ・認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

自己負担が高額になったとき

● 高額介護サービス費

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。

- 給付を受けるには、介護福祉課への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。
- 居住費・食費・日常生活費などは含まれません。

自己負担の限度額(月額) ※令和8年8月利用分以降

区 分		世帯の限度額	個人の限度額
年収約1,160万円以上の方		140,100円	140,100円
年収約770万円以上1,160万円未満の方		93,000円	93,000円
年収約383万円以上770万円未満の方		44,400円	44,400円
一般		44,400円	44,400円
世帯全員が 市民税非課税	③前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円 ^{※2} を超える方等	24,600円	24,600円
	②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円 ^{※2} 以下の方等	24,600円	15,000円
	①老齢福祉年金受給者の方	24,600円	15,000円
生活保護の受給者の方等		15,000円 ^{※1}	15,000円

- 現役並み所得者…同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「一般」と同様の限度額になります。

※1 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合。

※2 令和8年7月利用分までは80.9万円となります。



申請窓口
申請に必要なもの

加賀市役所別館1階 介護福祉課
申請書、利用者本人の振込先口座がわかるもの(銀行の通帳)

例えば・・・

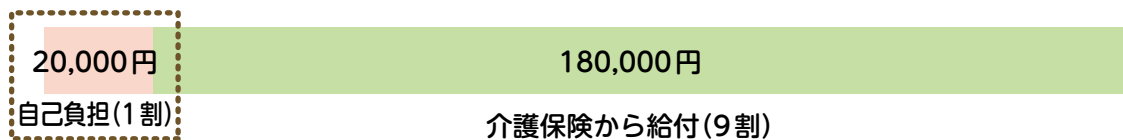
Aさん

要介護3 一人暮らし (負担割合1割)

低所得世帯(18ページ『自己負担の限度額』表②に該当)



1カ月に利用した介護サービス費の合計が200,000円になった場合



要介護3の利用限度額は
270,480円なので・・・

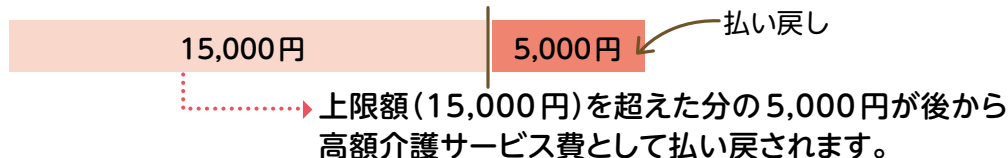
1割分(20,000円)をサービス提供事業所に支払います。
9割分(180,000円)は介護保険から給付されます。

さらに

Aさんの場合、高額介護サービス費の対象となります。

※低所得世帯② 個人の限度額に該当

Aさんは20,000円をサービス提供事業所に支払いましたが、高額介護サービス費制度を利用すると・・・



上限額(15,000円)を超えた分の5,000円が後から
高額介護サービス費として払い戻されます。

● 高額医療合算介護サービス費

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

●同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

70歳未満の方

区分		限度額
※1 基準 総 所得 額	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
市民税非課税世帯		34万円

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除。

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含みます。

※3 令和8年7月利用分までは80.67万円となります。

70歳以上の方※2

区分		限度額
課 税 所 得	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般(市民税課税世帯の方)		56万円
低所得者(市民税非課税世帯の方)		31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合82.65万円※3以下の方)		19万円

●所得区分について、詳しくは市の担当窓口までお問い合わせください。

支給を
受けるには・・・?

支給を受けるには申請が必要です。下記の担当窓口にお問い合わせください。



お問い合わせ

加賀市役所

介護福祉課
保険年金課

TEL 72-7853

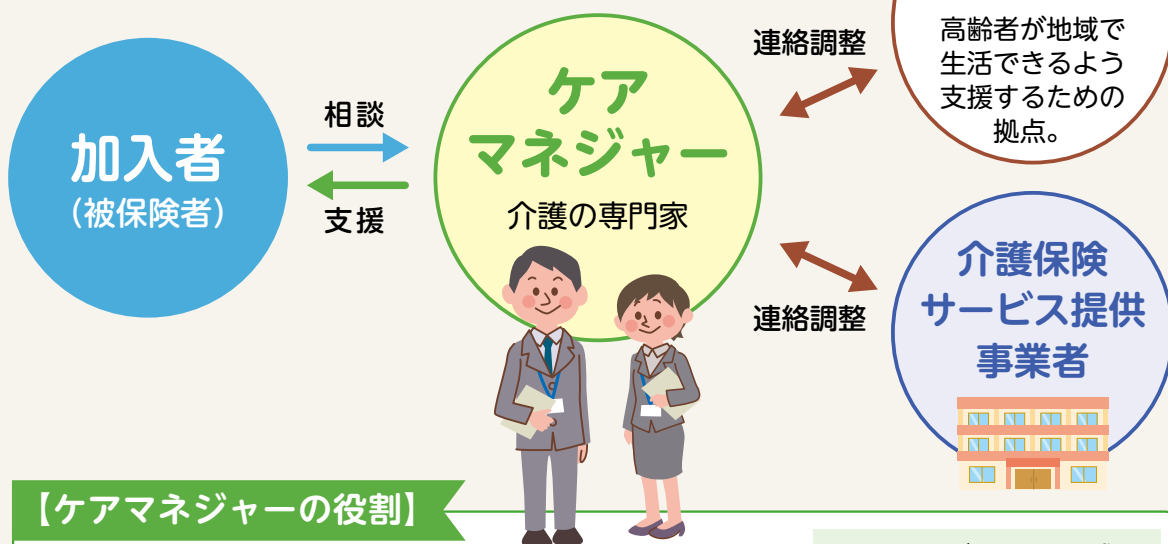
TEL 72-7860

FAX 72-1665

FAX 72-7797

「ケアマネジャー」とはどんな人？

「ケアマネジャー」とは介護サービスを利用する方の相談・窓口役で、介護サービス事業者と連絡調整を行います。



【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

ケアマネジャー ができないこと

- 買物・掃除等の家事
- 庭の芝刈り・草むしり
- 家屋の修理
- 日常的な安否確認
- 税金などの手続きや支払い
- 救急車への同乗



ケアプランの作成を任せきりにしないようにしましょう

ケアプランは生活の設計図。

自立した生活を続けるために、目標や希望を積極的に伝えましょう。



「よく分からないから」と言って、ケアプランの作成を家族やケアマネジャーに任せてしまう



改善したいことがはっきりしないまま、介護サービスを受けてしまう

要介護 1～5 と認定された方へのサービス 介護サービス

※紹介してある各サービスの「自己負担（1割の場合）」は、めやすであり
加算がある場合は自己負担額はかわります



インターネットでも情報を入手できます

介護保険のサービス提供事業所や介護保険施設について、詳細を知りたいときや比較検討をしたいときは、厚生労働省の介護サービス情報公表システムのホームページをご利用ください。サービスを適切に選ぶために役立つ情報が公開されています。

公表画面の見方

介護サービス情報 石川県

検索

①「介護サービス情報 石川県」と検索エンジンに入力し、検索します。



②検索結果の中から
石川県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」と表示されている箇所をクリックします。



③石川県の公表システム画面が表示されます。

いろいろなサービスをご利用になれます

介護が必要になっても、その人らしく自立した生活が送れるよう、いろいろなサービスが用意されています。その中から希望のサービスを組み合わせて利用できます。

居宅介護支援(サービス利用についての相談)

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心した生活を送ることができるように支援します。

ケアプランの作成及び相談は無料です。
(全額を介護保険で負担します)

「ケアマネジャー」とはどんな人？

「ケアマネジャー」は、利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように共に考えてくれる介護の専門家です。

利用者がケアマネジャーを変えることもできます。その場合は市町村の介護保険担当の窓口や地域包括支援センター(高齢者こころまちセンター)に相談しましょう。

☞ ケアマネジャー選びのポイント

よく話を聞いてくれる

- あなたや家族が困っていることや要望を十分に聞き、ケアプランを作成してくれましたか？
- あなたの要望や苦情を聞いてくれましたか？

説明がわかりやすい

- サービス内容や利用料金について、わかりやすく説明してくれましたか？
- 特定のサービス事業者を利用するよう強くすすめられることはありませんでしたか？

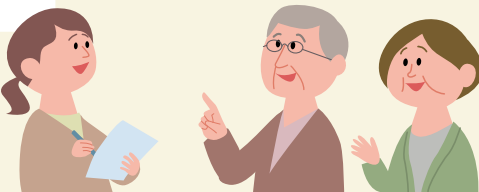
連絡・調整をこまめにする

- あなたの希望にそうよう、サービス事業者との調整をしてくれましたか？
- 少なくとも月に1回、訪問または面接してくれましたか？
(ただし、要支援認定者の場合はおおむね3カ月に1回)
- 認定の更新や要介護度の変更があったとき、ケアプランの変更の必要がないか連絡してくれましたか？

ケアマネジャーに相談するときには、
次のようなことを確認しておきましょう。

自分の状況

- ①いつも受診しているお医者さんはどこでしょうか？
- ②普段の生活を支え合える家族や親戚の方はいますか？
- ③普段の生活の中で、自分でできなくなって困っていることは何でしょうか？
- ④暮らしている家の間取りで不便な点はありませんか？





名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
加賀中央居宅介護支援事業所	大聖寺東町1丁目26番地1	72-6776	72-6885
加賀温泉ケアセンター	直下町ヲ91番地	73-3433	73-2088
加賀のぞみ園居宅介護支援事業所	南郷町3乙4番地	72-7003	72-5095
野の花	南郷町ト111番地3	76-5101	72-6260
板谷医院 居宅介護支援事業所	山代温泉35の14番地3	77-2311	77-2227
サンウェルズ南加賀居宅介護支援事業所	河原町ホ36番地	77-0361	77-0367
丘の上居宅介護支援事業所	富塚町中尾126番地2	74-2232	74-2119
加賀福祉サービス ケアセンターえがお	作見町ホ56番地1	73-0294	73-3862
居宅介護支援事業所 あんしん	作見町リ77	75-2101	72-3008
居宅介護支援相談室 みつばち	松が丘1丁目7番地31	73-4567	73-4226
さわらび居宅介護支援事業所	山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089	78-0092
たきの里居宅介護支援事業所	山中温泉滝町リ1番1	78-0266	78-0653
鈴 介護相談室	山中温泉長谷田町口435番地	090-5171-8515	76-9038
介護相談センター まめさ	小松市矢崎町ハ192番地1	0761-46-5603	0761-46-5604
やたの居宅介護支援事業所	小松市矢田野町51の26番地	0761-44-5564	0761-58-0887
自生園相談室	小松市上荒屋町ソ4番地10	0761-65-3363	0761-65-3323
みゆきの郷居宅介護支援事業所	小松市松崎町赤場1-1	0761-43-1126	0761-43-4123

自分の思い

- ①これからどんな風に暮らしていきたいと思っていますか？
- ②こんなことをやってみたいと思っていることはありませんか？
- ③そのために支障となっていること、どうにかならないかと思っていることはありませんか？

自分の価値観

- ①自分の趣味や好きなことは何でしょうか？
- ②これまでどんな人生を送ってきましたか？いろいろな出来事を思い出してみてください。
- ③どんな性格でどのような価値観をもっていますか？自分にとって大事なものは何でしょうか？
- ④これまでにどんな人と交流してきましたか？今、どんな人と交流をもっていますか？

訪問介護(ホームヘルパーの訪問)

ホームヘルパーが家庭を訪れ、利用者がひとりではできない食事や入浴、身体の清拭など、身の回りのお世話をしたり、炊事や洗濯などの家事のお手伝いをします。

サービス内容

身体介護

- 食事や入浴、排泄の介助
- 衣服の着せ替えや体位変換
- 洗髪・爪切り、身体の清拭
- 安否確認 など

生活援助

- 食事の調理、衣服の洗濯
- 部屋の掃除、買物 など

■ 通院等のための乗車降車の介助

〈ホームヘルパーが運転する車両への乗車、降車への介助〉

※継続的な通院等においての場合に限ります ※要支援の方は利用できません

※一部の事業者は提供していませんので事業者にご確認ください



内容	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
身体介護 中心	20分未満 1,630円	163円
	20分～30分未満 2,440円	244円
	30分～1時間未満 3,870円	387円
生活援助 中心	20分～45分未満 1,790円	179円
	45分以上 2,200円	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
訪問ステーションなのはな	大聖寺岡町ホ16-1	75-7963	75-7966
加賀のぞみ園ホームヘルパーステーション	南郷町3乙4番地	72-7003	72-5095
野の花	南郷町ト111番地3	76-6070	72-6260
訪問介護事業所 朗(ほがらか)加賀	山代温泉桔梗丘3丁目24番地3	76-1060	76-1061
訪問介護事業所キセイ	山代温泉桔梗丘3丁目96番地の1	77-1150	77-1878
ききょうが丘ヘルパーステーション	幸町2丁目66番地	76-3640	72-7030
かがやきヘルパーステーション	山代温泉35の14番地3	77-2310	77-2217
サンウェルズ河原ヘルパーステーション	河原町ホ36番地	76-6551	77-0367
ヘルパー和(やわらぎ)	片山津町ム30番	75-3500	75-3507
丘の上訪問介護事業所	富塚町中尾126番地2	74-2232	74-2119
加賀福祉サービス ヘルパーステーションえがお	作見町ホ56番地1	73-0294	73-3862
さわらび訪問介護事業所	山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089	78-0092
ヘルパーステーションゆりのき	松が丘3丁目16番地10	76-9187	76-9273

訪問入浴介護

簡易浴槽などを積んだ車で家庭を訪問し、簡易浴槽を家庭に持ち込んで看護師やホームヘルパーなどが入浴のお手伝いをします。

サービス内容

- 看護師などによる健康チェック
- 入浴・洗髪の介助



費用のめやす	自己負担(1割の場合)
1回 12,660円など	1,266円

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
加賀中央訪問入浴ステーション	大聖寺東町1丁目26番地1	73-5122	72-6885
訪問入浴サービス 湯ったり	南郷町3乙4番地	72-7003	72-5095

訪問リハビリテーション

身体の機能維持・回復のため、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

サービス内容

- 歩行訓練などの機能回復訓練
- 家事やみだしなみなど日常動作の訓練
- 歩行や車いすに乗るときなどの介助方法の指導 など

費用のめやす	自己負担(1割の場合)
1回 3,080円	308円



名 称	所在地	電話番号	FAX
久藤総合病院訪問リハビリテーション事業所	大聖寺永町イ17番地	73-3312	73-3458

訪問看護

病院や診療所、訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問し、かかりつけ医師の指示に基づいて、健康管理や床ずれの手当てなどの看護を行います。

サービス内容

- 血圧測定など健康チェック
- 床ずれの手当て
- 薬の服用に関するアドバイス
- 尿の管や人工肛門などの管理や処置 など



内容	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
訪問看護 ステーションから	20分未満 3,140円	314円
	20分~30分未満 4,710円	471円
	30分~1時間未満 8,230円	823円
病院・ 診療所から	20分未満 2,660円	266円
	20分~30分未満 3,990円	399円
	30分~1時間未満 5,740円	574円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります

名 称	所在地	電話番号	FAX
加賀中央訪問看護ステーション(さわやか)	大聖寺永町イ17	72-1606	72-1651
訪問看護ステーションなのはな	大聖寺岡町ホ16-1	75-7963	75-7966
訪問看護ステーション加賀	南郷町3乙4番地	72-5211	72-5095
サンウェルズ河原訪問看護ステーション	河原町ホ36番地	76-6567	77-0367
太陽けんこうクリニック	深田町55番地1	75-2500	—
加賀福祉サービス 訪問看護ステーションえがお	作見町ホ56番地1	73-0294	73-3862
加賀市医療センター訪問看護ステーション(りんく)	作見町リ36番地	71-1110	71-0997
いまケア訪問看護リハビリステーション	作見町リ77	75-2101	72-3008
渋谷医院	松が丘1丁目7番地31	73-2227	73-4226
加賀市医療センター訪問看護ステーション(ぬくもり)	山中温泉上野町ル15番地1	080-4173-3076	78-5234
さわらび訪問看護ステーション	山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089	78-0092

居宅療養管理指導

医師や薬剤師などが家庭を訪問し医学的な管理や指導を行います。



サービス内容

- 医師による介護方法の指導・助言
- 医師による介護サービスを受けるにあたってのアドバイス
- 薬剤師による薬の飲み方などの指導
- 管理栄養士による特別な食事が必要な方に対する献立の実技指導
- 歯科医師による歯みがきや入れ歯の手入れなどの指導

※費用については41ページ参照

●ほとんどの病院、診療所、保険薬局が指定をうけていますので、サービスの提供については事業所にご確認ください。

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練、レクリエーションなどを日帰りで受けられます。

サービス内容

- 日常生活動作の訓練
- 食事の提供
- 入浴
- レクリエーション など



通常規模型の施設／7～8時間未満利用の場合

要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要介護 1	6,580円	658円
要介護 2	7,770円	777円
要介護 3	9,000円	900円
要介護 4	10,230円	1,023円
要介護 5	11,480円	1,148円

※費用は要介護度や施設の種類、利用時間に応じて異なります
※食事の提供をうける場合、自己負担があります

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X	定 員
篤豊会デイサービスセンター	大聖寺東町1丁目26番地1	73-3324	73-3304	30
吉崎の丘デイサービスセンター	吉崎町ト131番	73-8040	73-8050	35
実乃里	南郷町ト111番地3	76-6071	72-6260	25
山代デイサービスセンター	山代温泉11の108番地2	77-3515	77-3640	30
ケアリス山代	山代温泉23の61番地の1	77-6500	77-6501	40
かがやきデイサービスセンター	山代温泉35の14番地の3	77-2310	77-2217	35
すまいる加賀	別所町2丁目82番地	75-7783	75-7784	20
篤寿苑デイサービスセンター	上野町ケ254	77-7103	77-7244	40
デイサービスセンター和(やわらぎ)	片山津町ム30番	75-3500	75-3507	30
片山津温泉日日好日院デイサービスセンター	片山津温泉ア96番1	74-7239	74-7232	25
デイサ 花花	柴山町ち91番地	74-2300	74-2377	35
打越デイサービスセンター	打越町ら110番1	75-3815	75-3816	25
太陽のリゾート加賀	小菅波町2丁目54番1	75-7461	75-7462	35
はるるデイサービスセンター	山中温泉東町2丁目ツ35番地	78-5581	78-5583	30
小松みなみ診療所	小松市下栗津町み1	0761-43-0375	0761-43-0353	
デイサービス サンタの家	小松市額見町ら3番地1	0761-44-2217	0761-44-2718	

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



7～8時間未満の利用の場合

要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要介護 1	7,530円	753円
要介護 2	8,900円	890円
要介護 3	10,320円	1,032円
要介護 4	11,720円	1,172円
要介護 5	13,120円	1,312円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

名 称	所在地	電話番号	FAX	定員
デイサービス 朗(ほがらか) 加賀	山代温泉桔梗丘3丁目24番地3	76-1060	76-1061	18
デイサービスセンター たんぽぽ	河南町カ153番地	77-8700	77-8717	18
いらっせハマナス	小塩町コ161番地1	72-0700	72-0710	18
さわらび通所介護事業所	山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089	78-0092	16
地域交流の家 ふらっと	山中温泉長谷田町への91番地1	78-2210	78-2239	12
ケアリス山中	山中温泉上野町ル15番地1	78-0270	78-5088	18



地域密着型
サービス
といふ...

介護が必要な状態になっても、住みなれた自宅や地域から離れずに安心して暮らし続けるために支援するサービスです。利用者は、加賀市民に限定され、加賀市が事業者の指定や監督を行います。

通所リハビリテーション(デイケア)

病院や介護老人保健施設に通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを日帰りで受けられます。

サービス内容

- 医師の指示による個別のリハビリテーション
- 食事の提供
- 入浴
- レクリエーション など



7～8時間未満利用の場合

要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要介護 1	7,620円	762円
要介護 2	9,030円	903円
要介護 3	10,460円	1,046円
要介護 4	12,150円	1,215円
要介護 5	13,790円	1,379円

※費用は要介護度や利用時間に応じて異なります

※食事や入浴の提供をうける場合、自己負担があります

名 称	所在地	電話番号	FAX	定員
加賀のぞみ園通所リハビリテーションセンター	南郷町3乙4番地	72-5211	72-5095	30
葵の園・丘の上デイケアセンター	富塚町中尾126番地2	74-5130	74-2119	25
渋谷医院デイケアほほえみ	松が丘1丁目7番地31	73-2227	73-4226	16
加賀中央メディケアホーム	山田町蛇谷1番地19	73-1116	73-1165	5
ケアリス太陽	深田町口2番地1	75-2100	75-2258	40
山中温泉しらさぎ苑	山中温泉長谷田町チ17番地1	78-0211	78-0882	25
山中温泉ぬくもり診療所	山中温泉上野町ル15番地1	78-0301	78-5234	4

地域密着型サービス

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

7～8時間未満利用の場合(共用型)

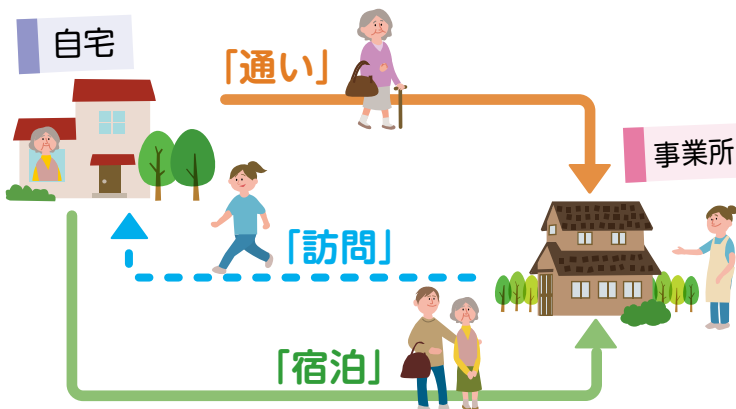
要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担(1割の場合)
要支援 1	4,840円	484円
要支援 2	5,130円	513円
要介護 1	5,230円	523円
要介護 2	5,420円	542円
要介護 3	5,600円	560円
要介護 4	5,780円	578円
要介護 5	5,980円	598円

名 称	所在地	電話番号	FAX	定員
ぬくもりの里(共用型)	片山津町北118番地	74-3220	74-3276	3
デイサービス桜の園(共用型)	松が丘1丁目15番地15	73-2588	73-2588	6

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

1カ月の利用の場合



要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要支援 1	34,500円	3,450円
要支援 2	69,720円	6,972円
要介護 1	104,580円	10,458円
要介護 2	153,700円	15,370円
要介護 3	223,590円	22,359円
要介護 4	246,770円	24,677円
要介護 5	272,090円	27,209円

※別途、食費等が必要となります

名 称	所在地	電話番号	FAX	定員
小規模多機能ホーム きょうまち	大聖寺京町27番地	76-5510	76-5520	25
大聖寺なでしこの家	大聖寺番場町29番地4	75-7562	75-7562	29
小規模多機能ホーム なんごうえがお	上河崎町才120番地	75-7815	75-7816	25
ニーズ対応型小規模多機能ホームききょうが丘	山代温泉桔梗丘4丁目1番1	76-3660	76-3650	24
山代すみれの家	山代温泉八74番地5	77-1505	77-1506	25
小規模多機能ホーム いらっせ庄	庄町ル167番	74-5650	74-5651	25
小規模多機能ホーム いらっせ湖城	湖城町3丁目125番地	74-8122	74-8123	25
小規模多機能ホーム きんめい	野田町タ8番地1	74-7401	74-7501	29
小規模多機能ホーム はしたて	橋立町イ乙54番地1	75-7384	75-7385	18
動橋ひまわりの家	動橋町イ19番地1	74-1611	74-1613	24
小規模多機能ホーム いらっせ分校	分校町リ338番1	74-1301	74-1302	25
小規模多機能ハウス さくみ	作見町力132番地1	75-3315	75-3316	25
小規模多機能ホーム いらっせ松が丘	松が丘1丁目17番地8	72-2050	72-2060	25
富士見通りお茶の間さろん	山中温泉白山町ノ14番1	78-2555	78-2557	18
小規模多機能ホーム いらっせ山中	山中温泉長谷田町リ382番地	76-7098	76-7099	18

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の連絡に対して随時対応します。

1カ月の利用の場合(介護と看護)

要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要介護 1	79,460円	7,946円
要介護 2	124,130円	12,413円
要介護 3	189,480円	18,948円
要介護 4	233,580円	23,358円
要介護 5	282,980円	28,298円

名 称	所在地	電話番号	FAX
いまケア 24	作見町リ77	75-2101	72-3008

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。

- | | | |
|--------------------------|--|---|
| ① 手すり
(工事をとみなさないもの) | ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ② スロープ
(工事をとみなさないもの) | ⑥ 車いす付属品
(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 体位変換器
(起き上がり補助装置を含む) |
| ③ 歩行器 | ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
(離床センサーを含む) |
| ④ 歩行補助つえ
(松葉づえ、多点つえ等) | ⑧ 特殊寝台付属品
(サイドレール、マットレス、スライディング
ボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト
(立ち上がり座いす、入浴用リフト、
段差解消機、階段移動用リフトを含む) |
| | | ⑬ 自動排泄処理装置 |

※月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します
(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります)



原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。
⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。(尿のみを自動的に吸引で
きるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

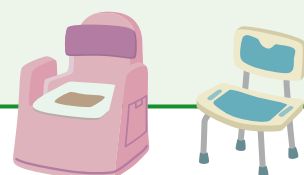


●福祉用具貸与の事業者には下記①、②が義務付けられました。

- ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の9種類です。



- | | | |
|-----------------|---------------------------|------------------------|
| ① 腰掛便座 | ④ 入浴補助用具
(入浴用介助ベルトも含む) | ⑦ 固定用スロープ |
| ② 自動排泄処理装置の交換部品 | ⑤ 簡易浴槽 | ⑧ 歩行器(歩行車を除く) |
| ③ 排泄予測支援機器 | ⑥ 移動用リフトのつり具の部分 | ⑨ 単点杖(松葉づえを除く)
と多点杖 |

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

※福祉用具購入の対象用具である⑦～⑨については利用方法(借りるまたは購入する)を選択できます。

年間10万円までが限度で、
その1～3割が自己負担です。
(毎年4月1日から1年間)

市へ申請が
必要です

- いったん全額自費で事業者に支払います。
- 「申請書」「領収書」などを市に提出します。
- 限度額範囲内の9～7割分が戻ります。

福祉用具の貸与・購入事業所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
アイテム小松	小松市日の出町3-302	0761-21-6555	0761-21-6565
ケア・サンエス小松	小松市大領町な7番地	0761-21-8280	0761-21-8460
(株)ケアプラス 福祉用具事業所	小松市今江町は65番地2	0761-22-0531	0761-22-6163
ライフワン小松	小松市有明町71番地	0761-23-2329	0761-23-2218
ラミコジャパン(株)シルバーサポート金沢店	金沢市赤土町カ1番地31	076-267-7307	076-267-7310
(株)メディベック	金沢市西念3丁目1番5号	076-224-5600	076-224-6116
(株)ヤマシタ	金沢市黒田2丁目10	076-269-1781	076-269-1782
フランスベッド(株)メディカル北陸営業所	金沢市上安原南100	076-269-3685	076-269-3687
石川医療器(株)	金沢市直江東1-6	076-237-3325	076-237-3338
(株)ハシノメディカル	福井県福井市町屋3丁目12-12	0776-24-4639	0776-24-4021

※2025年度の福祉用具貸与の実績をもとに掲載しております

住宅改修・福祉用具の相談

住宅の改修や福祉用具の導入を考えている方を対象に、自立支援の観点から専門家のアドバイスを受けることができます。

相談の内容

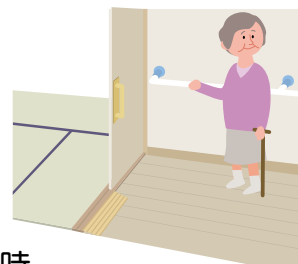
作業療法士と建築士が家庭を訪問し、住宅改修や福祉用具の導入について、相談に応じます。

- 身体機能や介護量などを考慮した住宅改修の方策についてのアドバイス
- 福祉用具の使用方法的説明や改修に伴って必要となる福祉用具等の紹介
- 工事後の動作確認や使い方指導等
- その他、住宅改修の助成制度についての助言、説明等

対 象

加賀市にお住まいで

- おおむね65歳以上の高齢者がいる世帯
- 介護保険で要支援・要介護に認定された方がいる世帯



利用者負担

無料

相談日

電話相談窓口：随時

訪問による相談：第1・第3木曜日の午後

介護する家族を支援（介護用品の支給）

家庭で寝たきりや認知症などにより紙おむつ、尿取りパッド等を使用している高齢者に対し、家族等の身体的・経済的負担を軽くするため、紙おむつなどの排泄に係る介護用品を支給します。

支給されるもの

- 紙おむつ
- 尿取りパッド
- 紙パンツ
- おしりふき、消臭剤、手袋、介護用シーツ



支給方法

- 1か月につき6,000円相当分まで
- 市からの委託事業者が、注文の品物をご自宅まで配達します。

対 象

介護保険の要介護認定で『要介護1～5』に認定され、市民税非課税かつ在宅で家族による介護を受け、生活している方。ただし、要介護1～3は、当該認定にかかる主治医意見書もしくは認定調査等において『尿失禁の発生可能性が高く』かつ『寝たきりB1～C2または、認知症高齢者自立度Ⅲa～M』に該当する方に限ります。

（施設やグループホーム・特定施設入居者生活介護を利用している方、医療機関に入所・入院している方は対象になりません）



お問い合わせ

加賀市役所 介護福祉課

TEL 72-7859

FAX 72-1665

居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

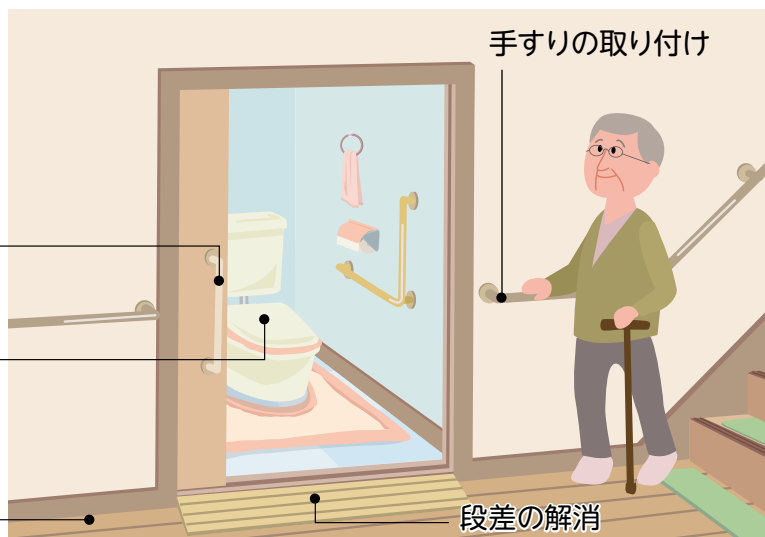
要支援、要介護に認定された方は、生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円の工事費のうち9～7割が住宅改修費として支給されます。（自己負担1～3割）

- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口にご相談しましょう

開き戸から引き戸等への
扉の取り替え
（ドアノブの変更・戸車等の設置）

和式便器から
洋式便器への取り替え

滑りにくい床材・移動しやすい
床材への変更



介護保険の対象となる工事

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差や傾斜の解消
（付帯する工事として転落防止柵の設置）
- ③ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え、扉の撤去、又は新設
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります
※引き戸等の新設は扉の取替と比較し、費用が低額な場合があります

利用限度額／20万円まで

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けても使えます

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます

市へ申請が必要

※工事着工・完了後などの事後申請は原則認められません

- いったん全額自費で事業者に支払います。
- 「申請書」「領収書」などを市に提出します。
- 限度額範囲内の9～7割が戻ります。

手続きの流れ

相談・検討

- 市の窓口やケアマネジャーに相談します。

申請

- 工事を始める前に、市の窓口にて、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真（日付入り）等、必要書類を提出し、改修の申請をします。

工事・支払い

- 市の審査結果を受けてから着工します。
- 改修後、写真を撮影します（日付入り）。
- 改修費用をいったん全額自己負担して事業者に支払います。

払い戻し（工事完了）の手続き

- 工事が完了したら、市の窓口にて写真や領収書等を提出し、改修が終わったことを伝えます。

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を限度に工事代金の9～7割が支給されます。

高齢者住宅リフォーム助成

自宅で生活をする要支援・要介護に認定された高齢者などが自立して住居内を移動できるよう段差の解消、手すりの取り付けなど、改造にかかる費用を助成します。

対象となる工事

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ① 手すりの取り付け | ④ 引き戸等への扉の取替え、又は新設 |
| ② 段差の解消 | ⑤ 洋式便器等への便器の取替え |
| ③ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 | ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事 |

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

※引き戸等の新設は、扉の取替と比較し、費用が低額な場合です

対 象

世帯員（当該住宅に居住する全ての方）全員の市民税が非課税かつ、以下のいずれかに該当する世帯

- 介護保険で要支援・要介護に認定された方がいる世帯
- 生活保護法による介護扶助の方がいる世帯

助成率及び助成限度額

その世帯の所得状況により対象工事に対する助成率や限度額が異なります。

世帯区分	対象工事費に対する助成率	助成限度額
市民税が非課税かつ、介護保険で要支援・要介護に認定された方がいる世帯	90%	100万円
市民税が非課税かつ、生活保護法による介護扶助の方がいる世帯	100%	100万円

改修工事の前に必ずご相談ください

- リフォーム助成を受ける際には、まず、作業療法士などの専門家がお宅を訪問し、住宅改修や福祉用具の適切な導入について指導・助言を行う「住宅改修・福祉用具の相談」（31ページ参照）をご利用いただきます。改修工事を行う前には、必ずご相談ください。

※事後申請は認められません



お問い合わせ

加賀市役所 介護福祉課

TEL 72-7853
FAX 72-1665

- ご自宅をバリアフリー化するためのリフォームを行った場合、一定の条件を満たせば「所得税」と「固定資産税」が軽減される場合があります。



お問い合わせ

所得税 小松税務署
固定資産税 加賀市役所税料金課
固定資産税グループ

TEL 0761-22-1171
TEL 72-7816



要介護認定で要介護1以上に認定された方が対象です

寝具の洗濯・乾燥・消毒

家庭を訪問し、湿って不潔になった布団などを洗濯・乾燥・消毒します。

サービス内容

- 1回につき、敷布団1枚・掛布団1枚・毛布2枚までを、洗濯・消毒・乾燥します。

利用方法

- 年度内に3回まで利用できます。
- あらかじめ利用券を送付しますので、指定の事業者を利用券を渡します。
- 特殊な寝具についてはご利用できません。

費用負担

配送に係る費用を負担していただきます。

- 1枚あたり(消費税込)
敷布団…400円
掛布団…400円
毛 布…150円

対 象

介護保険の要介護認定で『要介護1』以上の認定をうけた65歳以上の方で常時寝たきりなどにより寝具の衛生管理ができない方
(施設やグループホーム・特定施設入居者生活介護を利用している方、医療機関に入所・入院している方は対象になりません)



お問い合わせ

加賀市役所 介護福祉課

TEL 72-7859
FAX 72-1665

要介護認定で要介護1以上に認定された方が対象です

訪問理美容

身体が不自由で散髪に行けない高齢者に、理美容師などが訪問して、家庭内で散髪します。

サービス内容

- 理美容師による家庭内での
調髪(カット)・顔そり・メイク など

対 象

介護保険の要介護認定で『要介護1』以上の認定を受けた外出困難な65歳以上の高齢者
(施設やグループホーム・特定施設入居者生活介護を利用している方、医療機関に入所・入院している方は対象になりません)

利用料及び利用方法

- 利用料については、利用される理美容店に確認してください。
- 市から訪問にかかる費用を助成します。
- あらかじめ利用券と加盟店一覧を送付しますので、一覧の中から好きな理美容店をお選びください。
- 年度内で4回まで利用できます。



お問い合わせ

加賀市役所 介護福祉課

TEL 72-7859
FAX 72-1665

短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間、施設に宿泊しながら介護や機能訓練を受けます。食事や入浴、排泄などの介助を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介助を受ける「療養介護」の二種類があります。

サービス内容

- 短期間の施設入所 ■ 食事や入浴、排泄などの介護
- 食事の提供 ■ 医療上のケア（療養介護の場合） ■ 入浴



短期入所生活介護

介護老人福祉施設（併設型）／従来型個室の場合

要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担(1割の場合)
要介護 1	6,030円	603円
要介護 2	6,720円	672円
要介護 3	7,450円	745円
要介護 4	8,150円	815円
要介護 5	8,840円	884円

短期入所療養介護

介護老人保健施設／従来型個室の場合

要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担(1割の場合)
要介護 1	7,530円	753円
要介護 2	8,010円	801円
要介護 3	8,640円	864円
要介護 4	9,180円	918円
要介護 5	9,710円	971円

※費用は要介護度や施設の種類、職員の配置によって異なります

※食費、滞在する部屋代は自己負担になります。また低所得の方が利用する場合、負担の軽減(特定入所者介護サービス費)があります

担当ケアマネジャーにご確認ください(→22ページ)

短期入所生活介護（ショートステイ）事業所

名 称	所在地	電話番号	FAX	定員
慈妙院加賀	大聖寺東町1丁目30	73-3317	73-3318	5+空床利用
藤華苑	大聖寺東町1丁目26番地3	75-7332	72-2255	5+空床利用
山代温泉慈妙院	山代温泉温泉通73	77-6623	77-6626	空床利用
山代温泉ほっと篤寿苑	上野町ケ254番地	77-7103	77-7244	30
ショートステイちよくし	勅使町ル75番地1	77-3911	77-3912	2+空床利用
片山津温泉日日好日院	片山津温泉ア96番地1	74-7231	74-7232	10
加賀中央慈妙院	山田町蛇谷1番地16	72-7111	72-7112	空床利用
動橋慈妙院	動橋町力4番地2	75-3031	75-3032	空床利用
ショートステイつかたに	山中温泉塚谷町2丁目132番地1	78-5701	78-5703	2+空床利用
ショートステイたきの里	山中温泉滝町リ1番1	78-0666	78-0653	5+空床利用

短期入所療養介護（ショートステイ）事業所

名 称	所在地	電話番号	FAX	定員
介護医療院まごころ	大聖寺永町イ17	75-7013	73-3458	空床利用
加賀温泉ケアセンター	直下町ヲ91番地	73-3315	73-2088	空床利用
加賀のぞみ園	南郷町3乙4番地	72-5211	72-5095	空床利用
葵の園・丘の上	富塚町中尾126番地2	74-0129	74-2119	空床利用
太陽の丘	深田町口2番地1	75-2100	75-2258	空床利用
加賀中央メディケアホーム	山田町蛇谷1番地19	73-1116	73-1165	空床利用
山中温泉しらさぎ苑	山中温泉長谷田町チ17番地1	78-0211	78-0882	空床利用

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)

安定した状態にある認知症の高齢者が少数で共同生活をおくるグループホームで、入浴、排泄、食事などの日常生活上のお世話をします。

※要支援1の方はご利用になれません



要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担(1割の場合)
要支援 2	7,610円	761円
要介護 1	7,650円	765円
要介護 2	8,010円	801円
要介護 3	8,240円	824円
要介護 4	8,410円	841円
要介護 5	8,590円	859円

サービス内容

■ グループホーム入居者に対する、入浴・排泄・食事などのお世話

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X	定 員
グループホーム葵の園・東町	大聖寺東町2丁目21	72-3811	72-3813	18
グループホームいろり	幸町1丁目14番地	72-6335	72-6305	9
グループホームまどい	直下町イ32番地1	72-5220	72-5220	9
高齢者グループホームいこいの家	山代温泉11の108番地2	77-2270	77-3640	9
篤寿苑グループホーム	上野町ケ254番地	77-7103	77-7244	9
グループホーム片山津	片山津温泉ア96番地1	74-8811	74-8826	18
ぬくもりの里	片山津町北118番地	74-3220	74-3276	18
グループホーム葵の園・じざい	富塚町中尾1番地23	74-3385	74-6382	9
加賀中央グループホーム	山田町蛇谷1番地16	72-7111	72-7112	9
グループホーム桜の園	松が丘1丁目15番地15	73-2588	73-2588	18
しらさぎ苑グループホーム	山中温泉長谷田町チ17番地1	78-0211	78-0882	9
グループホームつなぐる山中	山中温泉長谷田町リ386番地	76-9130	76-9140	18

※入居費や食事、日常生活にかかる費用(オムツ代など)は利用者の全額負担になります

※加賀市のグループホームは、加賀市の住民だけが利用できます(加賀市の住民は市外のグループホームは利用できません)

施設に入って利用できる介護保険のサービス

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどの入所者に、入浴、排泄、食事などの日常生活上の介護をします。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X	定 員
山代温泉ヴィラ	上野町ケ245番地	77-7733	77-5152	30
ケアハウス和(やわらぎ)	片山津町ム30番	75-3500	75-3507	30

※入居費や食事、日常生活にかかる費用(オムツ代など)は利用者の全額負担になります



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

つねに介護が必要で自宅では介護ができない方を対象として、定員30人未満の小規模な施設で食事、入浴などの介護や健康管理を受けられます。

自己負担(1割の場合)

要介護度	ユニット型個室(1日)	従来型個室(1日)・多床室(1日)
要介護 3	828円	745円
要介護 4	901円	817円
要介護 5	971円	887円

※要支援の方はご利用になれません

※原則として要介護3以上の方が利用できます

名 称	所在地	電話番号	FAX	定員
山代温泉慈妙院	山代温泉温泉通73	77-6623	77-6626	29
小規模特別養護老人ホーム ちよくし	勅使町ル75番地1	77-3911	77-3912	15
動橋慈妙院	動橋町力4番地2	75-3031	75-3032	29
小規模特別養護老人ホーム つかたに	山中温泉塚谷町2丁目132番地1	78-5701	78-5703	15
サンライフたきの里	山中温泉滝町リ1番1	78-0666	78-0653	20

※入居費や食事、日常生活にかかる費用(理美容代など)については、38ページ下段を参照

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

身体や精神に著しい障害があるため常時の介護を必要とし、家庭での介護が困難な高齢者が入所する施設です。 ※原則として要介護3以上の方が利用できます

サービス内容

- 食事・入浴・排泄などのお世話
- 機能訓練
- 看護師などによる療養上のお世話
- 医師による健康管理

名 称	所在地	電話番号	FAX	定員
慈妙院加賀	大聖寺東町1丁目30	73-3317	73-3318	47
藤華苑	大聖寺東町1丁目26番地3	75-7332	72-2255	60
片山津温泉日日好日院	片山津温泉ア96番地1	74-7231	74-7232	90
加賀中央慈妙院	山田町蛇谷1番地16	72-7111	72-7112	100
サンライフたきの里	山中温泉滝町リ1番1	78-0666	78-0653	30

介護老人保健施設

病状が安定している高齢者が家庭にもどれるように、リハビリテーションや看護を中心とした医療を受ける方が入所する施設です。

サービス内容

- 療養上の管理
- 看護師などによる看護
- 医師の指導管理による介護
- 理学療法士などによるリハビリテーション
- その他必要な医療

名 称	所在地	電話番号	FAX	定員
加賀のぞみ園	南郷町3乙4番地	72-5211	72-5095	80
葵の園・丘の上	富塚町中尾126番地2	74-0129	74-2119	100
太陽の丘	深田町口2番地1	75-2100	75-2258	70
加賀中央メディケアホーム	山田町蛇谷1番地19	73-1116	73-1165	100
山中温泉しらさぎ苑	山中温泉長谷田町チ17番地1	78-0211	78-0882	55

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。



サービス内容

■ 日常的な医学管理

■ 看取りやターミナルケア

■ 介護サービス

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X	定 員
介護医療院まごころ	大聖寺永町イ17	75-7013	73-3458	29
加賀温泉ケアセンター	直下町ヲ91番地	73-3315	73-2088	96

「施設サービス」「短期入所サービス」を利用したときの利用料金

施設サービス費の1割(2割または3割)のほか、居住費(滞在費)・食費・日常生活費の合計が施設の利用料金となります。

施設サービス費の1割
(2割または3割)
(短期入所サービス費)

+

居住費
(滞在費)

+

食 費

+

日常生活費
(理美容代など)

=

施設の
利用料金

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) ※令和8年8月以降

利用者 負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の 資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
	世帯全員が 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円 ^{*3} 以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円 ^{*3} 超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	680円 [1,030円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,470円 (980円)	430円 ^{*4} (530円)	1,470円	1,470円	1,420円 [1,360円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

※3 令和8年7月までは80.9万円となります。

※4 一部の多床室において室料が徴収される場合は530円となります。(令和8年8月以降)

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

市へ申請が
必要です

入所施設または担当のケアマネジャーに相談のうえ、「負担限度額認定申請書」を市へ提出してください。

要支援1・2と認定された方へのサービス

介護予防サービス



※紹介してある各サービスの「自己負担（1割の場合）」は、めやすであり
加算がある場合は自己負担額はかわります

介護予防支援 →14~15ページ

地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心した生活を送ることができるように支援します。

介護予防ケアプランの作成やその他の相談は無料です。

地域包括支援センター

名 称	所在地	電話番号	FAX
地域包括支援センター	大聖寺南町二41番地	72-8186	72-1665

※居宅介護支援事業所に委託して行っています(23ページ参照)

介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。

サービス内容

- 看護師などによる健康チェック
- 入浴・洗髪の介助

費用のめやす	自己負担(1割の場合)
1回 8,560円	856円



名 称	所在地	電話番号	FAX
加賀中央訪問入浴ステーション	大聖寺東町1丁目26番地1	73-5122	72-6885
訪問入浴サービス 湯ったり	南郷町3乙4番地	72-7003	72-5095

介護予防訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。

サービス内容

- 歩行訓練などの機能回復訓練
- 家事やみだしなみなど日常動作の訓練
- 歩行の介助方法の指導 など

費用のめやす	自己負担(1割の場合)
1回 2,980円	298円



名 称	所在地	電話番号	FAX
久藤総合病院訪問リハビリテーション事業所	大聖寺永町イ17番地	73-3312	73-3458

介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。

サービス内容

- 血圧測定など健康チェック
- 薬の服用に関するアドバイス など



内容	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
訪問看護 ステーションから	20分未満 3,030円	303円
	20分～30分未満 4,510円	451円
	30分～1時間未満 7,940円	794円
病院・ 診療所から	20分未満 2,560円	256円
	20分～30分未満 3,820円	382円
	30分～1時間未満 5,530円	553円

※ 早朝または夜間(午後6～10時)は25%加算。深夜は50%加算

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
加賀中央訪問看護ステーション(さわやか)	大聖寺永町イ17	72-1606	72-1651
訪問看護ステーションなのはな	大聖寺岡町ホ-16-1	75-7963	75-7966
訪問看護ステーション加賀	南郷町3乙4番地	72-5211	72-5095
サンウェルズ河原訪問看護ステーション	河原町ホ36番地	76-6567	77-0367
太陽けんこうクリニック	深田町55番地1	75-2500	—
加賀福祉サービス 訪問看護ステーションえがお	作見町ホ56番地1	73-0294	73-3862
加賀市医療センター訪問看護ステーションりんく	作見町リ36番地	71-1110	71-0997
いまケア訪問看護リハビリステーション	作見町リ77	75-2101	72-3008
渋谷医院	松が丘1丁目7番地31	73-2227	73-4226
加賀市医療センター訪問看護ステーション(ぬくもり)	山中温泉上野町ル15番地1	080-4173-3076	78-5234
さわらび訪問看護ステーション	山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089	78-0092

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

サービス内容

- 医師による介護方法の指導・助言
- 医師による介護サービスを受けるにあたってのアドバイス
- 薬剤師による薬の飲み方などの指導
- 管理栄養士による特別な食事が必要な方に対する献立の実技指導
- 歯科医師による歯みがきや入れ歯の手入れなどの指導

内容	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
医師の場合 (月2回まで)	5,150円	515円
歯科医師の場合 (月2回まで)	5,170円	517円
医療機関の薬剤師の場合 (月2回まで)	5,660円	566円
薬局の薬剤師の場合 (月4回まで)	5,180円	518円
歯科衛生士等の場合 (月4回まで)	3,620円	362円
管理栄養士の場合 (月2回まで)	5,450円	545円

● ほとんどの病院、診療所、保険薬局が指定をうけていますので、サービスの提供については事業所にご確認ください。

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを行うほか、その人の目標にあった選択的サービスを日帰りで受けられます。

サービス内容

- 運動機能の向上
- 口腔機能の向上
- 栄養改善 などのメニューを選べます。



1カ月の利用

要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要支援 1	22,680円	2,268円
要支援 2	42,280円	4,228円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます(運動器機能向上225円/月、口腔機能向上150円/月、栄養改善150円/月など)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
加賀のぞみ園通所リハビリテーションセンター	南郷町3乙4番地	72-5211	72-5095
葵の園・丘の上デイケアセンター	富塚町中尾126-2	74-5130	74-2119
渋谷医院デイケアほほえみ	松が丘1丁目7番地31	73-2227	73-4226
ケアリス太陽	深田町口2番地1	75-2100	75-2258
加賀中央メディケアホーム	山田町蛇谷1番地19	73-1116	73-1165
山中温泉しらさぎ苑	山中温泉長谷田町チ17番地1	78-0211	78-0882
山中温泉ぬくもり診療所	山中温泉上野町ル15番地1	78-0301	78-5234

介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護

短期間、施設に宿泊しながら、介護や生活機能の向上のための機能訓練を受けます。食事や入浴などが中心の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」の二種類があります。

サービス内容

- 短期間の施設入所
- 食事の提供
- 食事や入浴、排泄などの介護
- 医療上のケア(療養介護の場合)
- 入浴

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設(併設型)／従来型個室の場合

要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担(1割の場合)
要支援 1	4,510円	451円
要支援 2	5,610円	561円

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設／従来型個室の場合

要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担(1割の場合)
要支援 1	5,790円	579円
要支援 2	7,260円	726円

※費用は要介護度や施設の種類、職員の配置によって異なります

※食費、滞在する部屋代は自己負担になります。また低所得の方が利用する場合、負担の軽減(特定入所者介護予防サービス費)があります。担当ケアマネジャーにご確認ください(→22ページ)

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）事業所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
慈妙院加賀	大聖寺東町1丁目30	73-3317	73-3318
藤華苑	大聖寺東町1丁目26番地3	75-7332	72-2255
山代温泉慈妙院	山代温泉温泉通73	77-6623	77-6626
山代温泉ほっと篤寿苑	上野町ケ254番地	77-7103	77-7244
ショートステイちよくし	勅使町ル75番地1	77-3911	77-3912
片山津温泉 ^{ひ さい じつ いん} 日日好日院	片山津温泉ア96番地1	74-7231	74-7232
動橋慈妙院	動橋町カ4番地2	75-3031	75-3032
加賀中央慈妙院	山田町蛇谷1番地16	72-7111	72-7112
ショートステイたきの里	山中温泉滝町リ1番1	78-0666	78-0653
ショートステイツかたに	山中温泉塚谷町2丁目132番地1	78-5701	78-5703

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）事業所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
介護医療院まごころ	大聖寺永町イ17	75-7013	73-3458
加賀温泉ケアセンター	直下町ヲ91番地	73-3315	73-2088
加賀のぞみ園	南郷町3乙4番地	72-5211	72-5095
葵の園・丘の上	富塚町中尾126番地2	74-0129	74-2119
太陽の丘	深田町口2番地1	75-2100	75-2258
加賀中央メディケアホーム	山田町蛇谷1番地19	73-1116	73-1165
山中温泉しらさぎ苑	山中温泉長谷田町チ17番地1	78-0211	78-0882

その他のサービス

地域密着型サービス等

28・29・36ページへ

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護



環境を整えるためのサービス

30～33ページへ

- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具購入
- 介護予防住宅改修
- 等

支え合いの地域づくり

高齢者がますます増えていく社会において、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢期を迎えた方も、役割をもって社会に参加していくことが必要です。自分たちの住む場所を安心して年齢を重ねられる地域にしていくために、支え合いの地域づくりが求められています。

🏠 自助・互助・共助・公助

限りある財源のなかで、地域包括ケアを公的サービスだけで担うことは困難です。

地域包括ケアの実現には、自分のことは自分で行う「自助」を基本として、互いに支え合う「互助」、互助では解決が難しい部分に「共助」、それでもうまくいかない部分には「公助」という4つの組み合わせが必要です。

自助

高齢者自身で健康維持に努めること。
生活を送るために自分のことは自分で行うこと。

互助

住民同士の助け合いやボランティア活動。

共助

介護保険に代表される社会保険制度。

公助

生活保護などの公の社会保障。



🏠 皆さんはどんな地域にしていきたいですか？

地域包括ケアの実現のために自治体では、さまざまな取り組みをはじめていますが、それを血の通ったものにしていくには、皆さん自身が地域への関心を強め、ときには担い手として活躍し、互いに支え合うことが欠かせません。体に多少不自由なところが出てきたとしても、安心して暮らし続けるためにはどんな地域であつたらよいのかを考え、支え合いの地域づくりを目指していきましょう。



「もともとあるサービスや強み」、「必要な支援やサービス」は地域ごとに異なっています。

そのため、地域包括ケアは、地域ごと独自につくり上げる必要があります。

これは、全住民が当事者となり、数年に渡ってつくり上げていく「地域づくり」ともいえるものです。

介護予防・ 日常生活支援総合事業 (総合事業)



要支援認定者も含めた介護や生活支援を必要とする高齢者を対象に行う介護予防サービス事業と、すべての高齢者を対象に、身近な地域の中で買い物や掃除の支援・高齢者が生きがいをもって参加できる活動などの住民が主体となって実施する取り組みや、健康の維持増進などを行う事業です。

総合事業を利用して 自分らしい生活を続けましょう

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、

介護予防・生活支援サービス事業 と **一般介護予防事業** の二つからなります。

地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

総合事業の利用について

- **介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用する場合は、要介護認定を受けずに、介護予防基本チェックリストにより該当した方が利用できます。(事業対象者)
- 要支援1・2の方は、**介護予防・生活支援サービス事業** と **介護予防サービス** を利用できます。
- 対象者は65歳以上の方です。40歳から64歳以下の方は要支援認定が必要となります。

介護予防基本チェックリストにより該当した方
(事業対象者) が利用できるサービス

介護予防・生活支援 サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防ケアマネジメント



要支援1・2の方が利用できるサービス

介護予防サービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防福祉用具貸与 等
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション
- 地域密着型の介護予防サービス

+

介護予防・生活支援 サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 短期集中予防サービス
- 介護予防ケアマネジメント



さまざまなサービスで皆さまの
暮らしを支援します。

総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ①介護予防基本チェックリストにより該当した方(事業対象者)
- ②要介護認定の要支援1・2の認定を受けた方

※介護予防・生活支援サービス事業を利用している方について、要介護認定を申請して要介護1～5のいずれかに認定された後も、本人が希望し必要と認められた場合に限り、継続して介護予防・生活支援サービス事業を利用できる場合があります。



サービス内容

●訪問型サービス

- ・介護予防訪問介護相当サービス
- ・家事支援サービス
- ・短期集中予防サービス

●通所型サービス

- ・介護予防通所介護相当サービス
- ・サービス活動A
- ・短期集中予防サービス

●介護予防ケアマネジメント

- ・利用者が地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談し、「暮らしのなかで～したい」を実現するため、ケアプランを作成します。必要な総合事業のサービス提供につなげます。

一般介護予防事業

一般介護予防とは“本人の「～したい」の実現”のために、すべての高齢者を対象とし、身近な地域の中での健康の維持増進や自らの居場所、生きがいをづくりのための取り組みや事業です。

対象者

65歳以上のすべての高齢者 ※一部、要支援・要介護認定者対象外のサービスがあります。

サービス内容

ご自身の状態が知りたい場合は…

- 介護予防基本チェックリスト
- もの忘れ健診

どこかに出かけて体を動かしたい方は…

- 地域型元気はつらつ塾
- 地域おたっしやサークル

ボランティア活動をしてみたい方は…

- 介護支援ボランティア制度

介護予防について学びたい方は…

- かがやき予防塾



介護予防基本チェックリスト



No	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁を伝わらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6か月間で2～3Kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg(BMI ^(注) =)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

事業対象者に該当する基準

介護予防基本チェックリストの回答が

- ①No.1～20 で 1 に10個以上○がついた方
- ②No.6～10 で 1 に3個以上○がついた方
- ③No.11 で 1 に○がつき、かつ No.12 のBMIが18.5未満の方
- ④No.13～15 で 1 に2個以上○がついた方
- ⑤No.16 で 1 に○がついた方
- ⑥No.18～20 で 1 に1個以上○がついた方
- ⑦No.21～25 で 1 に2個以上○がついた方

チェックの結果は、あくまでもめやすです。

また、介護予防チェックリストにより該当した場合でも、生活の不具合等をお聞きした上で、介護予防・生活支援サービス事業のご利用が可能になります。

詳しくは、お問い合わせください。



お問い合わせ

地域包括支援センター 10ページ参照

各地区地域包括支援センター 10ページ参照

介護予防・生活支援サービス事業

家事支援サービス(訪問型サービス)

できなくなってきた家事を代わりに行うサービスです。対象の方には、家事支援サポーター(有償ボランティア)を派遣し、家事のお手伝いをします。

サービス内容

- 掃除、洗濯、買い物(代行・同行)、調理、電球交換、布団干し、
- ごみ出し、灯油等重い物の運搬作業、衣類等の季節ごとの片づけ、調理、
- 草むしり(年2回までで、玄関先や物干し場などの日常的に利用する場所に限定)

費用

1時間200円(1週2時間まで、1か月8時間まで)



お問い合わせ

地域包括支援センター 10ページ参照

各地区地域包括支援センター 10ページ参照

担当ケアマネジャー 22ページ参照

介護予防訪問介護相当サービス(訪問型サービス)

ホームヘルパーが訪問し、利用者が自分でできることが増えるように食事などの支援を行います。



サービス内容

- 食事や入浴、排せつ、部屋のそうじなどで、困難な行為への支援

1カ月の利用

費用のめやす	要支援1・2、事業対象者	自己負担(1割の場合)
週1回程度の利用	11,760円	1,176円
週2回程度の利用	23,490円	2,349円

※上表を超える利用の場合は、要支援2、事業対象者のみ3,727円

名 称	所在地	電話番号	FAX
訪問ステーションなのはな	大聖寺岡町ホ-16-1	75-7963	75-7966
加賀のぞみ園ホームヘルパーステーション	南郷町3乙4番地	72-7003	72-5095
野の花	南郷町ト111番3	76-6070	72-6260
訪問介護事業所 朗(ほがらか) 加賀	山代温泉桔梗丘3丁目24番地3	76-1060	76-1061
訪問介護事業所キセイ	山代温泉桔梗丘3丁目96番地の1	77-1150	77-1878
ききょうが丘ヘルパーステーション	幸町2丁目66番地	76-3640	72-7030
かがやきヘルパーステーション	山代温泉35の14番地の3	77-2310	77-2217
丘の上訪問介護事業所	富塚町中尾126番地2	74-0129	74-2119
ヘルパー和(やわらぎ)	片山津町ム30番	75-3500	75-3507
加賀福祉サービス ヘルパーステーションえがお	作見町ホ56番地1	73-0294	73-3862
さわらび訪問介護事業所	山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089	78-0092
ヘルパーステーションゆりのき	松が丘3丁目16番地10	76-9187	76-9273

短期集中予防サービス(訪問型・通所型サービス)

通所と訪問を組み合わせ、理学療法士や作業療法士などから、自立した生活を送れるように、効果的な日常生活動作などの指導が受けられます。

サービス内容

- 運動機能の向上、生活機能向上を中心としたプログラム
- 利用者に応じた支援(栄養改善、口腔機能の向上など)

利用期間

原則3カ月

費用

通所：1回500円 週1回2時間程度(入浴指導実施の場合は700円)

訪問：無料 月1回程度

名 称	所在地	電話番号	FAX
やわたメディカルセンター健康スタジオ加賀温泉駅前	作見町ル90番地	75-7810	75-7871

サービス活動A(通所型サービス)

身体介助の必要ない方が週1回程度デイサービスセンターなどに通い、簡単な運動や他者との交流を通じて日常生活の継続を図るサービスです。

サービス内容

- 簡単な運動や閉じこもり
予防の場所を提供 など

1カ月の利用

要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要支援1・2、事業対象者	13,790円	1,379円

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
篤豊会デイサービスセンター	大聖寺東町1丁目26番地	73-3324	73-3304
実乃里	南郷町ト111番地3	76-6071	72-6260
吉崎の丘デイサービスセンター	吉崎町ト131番地	73-8040	73-8050
山代デイサービスセンター	山代温泉11の108番地2	77-3515	77-3640
ケアリス山代	山代温泉23の61番地の1	77-6500	77-6501
デイサービス朗(ほがらか) 加賀	山代温泉桔梗丘3丁目24番地3	76-1515	76-1500
かがやきデイサービスセンター	山代温泉35の14番地の3	77-2310	77-2217
デイサービスセンターたんぽぽ	河南町カ153番地	77-8700	77-8717
篤寿苑デイサービスセンター	上野町ケ254番地	77-7103	77-7244
片山津温泉日日好日院デイサービスセンター	片山津温泉ア96番地1	74-7231	74-7232
デイサービスセンター和(やわらぎ)	片山津町ム30番	75-3500	75-3507
ぬくもりの里	片山津町北118番地	74-3220	74-3276
デイサ 花花	柴山町ち91番地	74-2300	74-2377
いらっせハマナス	小塩町コ161番地1	72-0700	72-0710
打越デイサービスセンター	打越町ら110番地1	75-3815	75-3816
やわたメディカルセンター健康スタジオ加賀温泉駅前	作見町ル90番地	75-7810	75-7871
はるるデイサービスセンター	山中温泉東町2丁目ツ35番地	78-5581	78-5583
さわらび通所介護事業所	山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089	78-0092
ケアリス山中	山中温泉上野町ル15番地1	78-0270	78-5088
小松みなみ診療所	小松市下栗津町み1	0761-43-0375	0761-43-0353
デイサービス サンタの家	小松市額見町ら3番地1	0761-44-2217	0761-44-2718

介護予防通所介護相当サービス(通所型サービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための支援を行うほか、その人の目標にあった選択的サービスが日帰りで受けられます。

サービス内容

- 運動機能の向上 ■ 口腔機能の向上
- 栄養改善 などのメニューを選べます。



1カ月の利用

要介護度	費用のめやす	自己負担(1割の場合)
要支援 1、事業対象者	17,980円	1,798円
要支援 2、事業対象者	36,210円	3,621円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます

(口腔機能向上150円/月、栄養改善200円/月、生活機能向上グループ活動100円/月など)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
篤豊会デイサービスセンター	大聖寺東町1丁目26番地	73-3324	73-3304
実乃里	南郷町ト111番地3	76-6071	72-6260
吉崎の丘デイサービスセンター	吉崎町ト131番地	73-8040	73-8050
山代デイサービスセンター	山代温泉11の108番地2	77-3515	77-3640
ケアリス山代	山代温泉23の61番地の1	77-6500	77-6501
デイサービス朗(ほがらか) 加賀	山代温泉桔梗丘3丁目24番地3	76-1060	76-1061
かがやきデイサービスセンター	山代温泉35の14番地の3	77-2310	77-2217
すまいる加賀	別所町2丁目82番地	75-7783	75-7784
デイサービスセンターたんぽぽ	河南町力の153番地	77-8700	77-8717
篤寿苑デイサービスセンター	上野町ケ254番地	77-7103	77-7244
片山津温泉 ^{ひやまづ} 日日好日院 ^{にっぴく} デイサービスセンター	片山津温泉ア96番地1	74-7231	74-7232
デイサービスセンター和(やわらぎ)	片山津町ム30番	75-3500	75-3507
デイサ 花花	柴山町ち91番地	74-2300	74-2377
いらっせハマナス	小塩町コ161番地1	72-0700	72-0710
打越デイサービスセンター	打越町ら110番地1	75-3815	75-3816
太陽のリゾート加賀	小菅波町2丁目54番地1	75-7461	75-7462
はるるデイサービスセンター	山中温泉東町2丁目ツ35番地	78-5581	78-5583
さわらび通所介護事業所	山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089	78-0092
地域交流の家 ふらっと	山中温泉長谷田町への91番地1	78-2210	78-2239
ケアリス山中	山中温泉上野町ル15番地1	78-0270	78-5088
小松みなみ診療所	小松市下栗津町み1	0761-43-0375	0761-43-0353
デイサービス サンタの家	小松市額見町ら3番地1	0761-44-2217	0761-44-2718

一般介護予防事業

元気はつらつ塾

地域の身近な地区会館で、介護予防や認知症予防などに取り組みます。加賀市の委託する介護予防事業所等による個別プログラム提供だけでなく、各地区の協力のもと、地区の実情や要望に応じたプログラムも行われています。

対 象

実施地区にお住いの65歳以上でサークル等に参加できなくなってきたり、立ち上がりや歩行が大変になってきた方

主なプログラム

- 足腰の筋力やバランスを目指した体操、ストレッチなど
- 四季に応じた行事・体験
- 介護予防の勉強会
- お食事会(月1回程度。別途自己負担あり)

※送迎に関してはご相談に応じます。



実施場所・実施日

毎週1回2時間程度

実施地区	実施場所	実施日
大聖寺地区	大聖寺地区会館	毎週月曜日 9:45～
南郷地区	南郷地区会館	毎週金曜日 9:45～
三谷地区	三谷地区会館	毎週水曜日 9:45～
三木地区	三木地区会館	毎週金曜日 9:45～
塩屋地区	塩屋地区会館	毎週火曜日 9:45～
山代地区	山代地区会館	毎週金曜日 10:00～
庄地区	庄地区会館	毎週火曜日 9:45～
勅使・東谷口地区	勅使地区会館または東谷口地区会館	毎週木曜日 9:45～
片山津地区	片山津地区会館	毎週木曜日 9:45～
金明地区	金明地区会館	毎週水曜日 10:00～
橋立地区	橋立地区会館	毎週木曜日 10:15～
動橋地区	動橋地区会館	毎週金曜日 9:45～
分校地区	分校地区会館	毎週月曜日 9:45～
作見地区	作見地区会館	毎週水曜日 9:45～
河南地区	河南地区会館	毎週金曜日 9:45～
東谷地区	東谷地区会館	毎週木曜日 9:30～

利用料

1回200円(交通費、お食事会の際は別途徴収あり)
その他:本事業に協力してくれる「協力員」を募集しています。
詳しくはお問い合わせください。



お問い合わせ

地域包括支援センター
(高齢者こころまちセンター)

TEL 72-8186
FAX 72-1665

かがやき予防塾

介護予防や認知症予防などの学びや外出プログラムを通して、自身の予防活動につなげたり、仲間との出会いから家族や地域のために自分ができることを考える場です。

対 象

加賀市内在住の40歳以上の方で、自分で会場に来ることができる方

参加費用

無料

実施回数

全7回1コース

(コースのスタート時期や場所、内容はお問い合わせください)



お問い合わせ

地域包括支援センター
(高齢者こころまちセンター)

TEL 72-8186
FAX 72-1665

もの忘れ健診

『もの忘れ健診』は、認知症の予防や早期発見・早期対応を目的に実施しております。適切な生活習慣や治療により、症状が改善したり、進行を遅らせることが可能な場合があります。「きつと、年をとったせいかな?」「ちょっと変だな」は、見逃せないとても大事なサインです。

対 象

認知症の診断を受けている方を除く65歳以上で、

- ①受診券が送付された方
- ②介護予防基本チェックリスト(48ページ参照)の18、19、20の項目のうち1項目以上該当された方のいずれかに該当される方。

実施医療機関

加賀市もの忘れ健診実施医療機関(55ページ参照)に予約の連絡をしていただき、受診してください。

内 容

加賀市もの忘れ健診実施医療機関で「脳の健康度チェック(10項目の問診)」を実施し、該当した場合、「簡易テスト」を追加で行います。

結果により、詳しい検査が必要な方には、主治医より専門病院を紹介します。

また、必要時、市より介護予防事業の紹介等含め訪問し相談対応させていただきます。

実施期間

通年

費用

無料

加賀市もの忘れ健診実施医療機関

NO	医療機関名	住所	電話番号
1	いしぐろクリニック	大聖寺耳聞山町85-2	73-0012
2	板谷医院	山代温泉35-11-1	77-2300
3	動橋診療所	動橋町口128	74-1574
4	上田医院	山中温泉上原町ワ-1	78-5577
5	岡部内科医院	湖城町1-22	74-5115
6	加賀こころの病院	小菅波町121番地1	72-0880
7	加賀たちばな元気クリニック	小菅波町1-70	72-8159
8	上出内科クリニック	動橋町イ204	74-1607
9	刈谷医院	山代温泉山背台1丁目68番地	77-6116
10	河村医院	片山津温泉ア9の2	74-1219
11	久藤総合病院	大聖寺永町イ17	73-3312
12	塩浜医院	大菅波町ト26-1	73-3515
13	渋谷医院	松が丘1丁目7の31	73-2227
14	鈴木医院	山中温泉本町1丁目ヤ7	78-1116
15	太陽けんこうクリニック	深田町55-1	75-2500
16	ちょくし町クリニック	勅使町ハ25-1	77-7827
17	のざきクリニック	作見町ヘ17-1	72-7002
18	箱宮クリニック	箱宮町タ14-1	75-8881
19	橋本医院	大聖寺南町チ20-4	72-1150
20	林内科医院	大聖寺今出町5-3	73-1110
21	松下内科クリニック	山代温泉北部4丁目81-1	76-0110
22	宮本医院	山代温泉桔梗丘2-18	77-7070
23	山下医院	作見町ホ39	73-1300
24	山中温泉ぬくもり診療所	山中温泉上野町ル15-1	78-0301
25	吉田医院	山中温泉西桂木町ト4-2	78-0045

地域おたっしやサークル、ふれあい・いきいきサロン

家庭に閉じこもりがちな高齢者などが、地域住民の協力のもと、寝たきりや認知症予防を目的とした様々な活動に参加できます。

また、活動を通じて地域住民や参加者同士が支えあえる地域づくりを推進しています。



地域おたっしやサークル(介護予防型)実施一覧

内 容

- ①体力測定、身体機能検査(血圧測定、脈拍、身長、体重)
- ②介護予防に資する運動、栄養、口腔ケアの派遣講師による講座
- ③その他、調理実習・軽体操・教養講座・創作活動等、複数の活動
 - ・介護予防に資する内容(転倒予防・認知症予防など)
 - ・生活習慣病予防に関する料理教室(会食)や講義
 - ・日常動作訓練(軽体操、ストレッチ体操、筋力向上トレーニングなど)
 - ・教養講座(健康、生きがいなどのテーマ)
 - ・陶芸、木工、園芸等の創作活動や趣味活動
 - ・世代間交流や高齢者スポーツ活動 など

NO	実施圏域	実施主体	開催場所	開催曜日	時間
1	大聖寺	錦城ヶ丘つくも会	錦城ヶ丘町民会館	月曜日	13:30～
2	大聖寺	きんもく星会	錦町公民館	木曜日	13:30～
3	大聖寺	健康クラブ すこやか	大聖寺地区会館	木曜日	10:00～
4	大聖寺	健康サークル永町	永町公民館	金曜日	10:00～
5	大聖寺	新聖会健康クラブ	新聖会館	月曜日	10:00～
6	大聖寺	すこやかくらぶ荒町	荒町町民会館	毎月3回木曜日	13:30～
7	大聖寺	中新道さわやか健康クラブ	中新道公民館	木曜日	10:00～
8	大聖寺	南町はっするくらぶ絆	南町集会場	火曜日	13:30～
9	大聖寺	弓町ハッピーサークル	弓町公民館	木曜日	9:30～
10	大聖寺	南郷町おもと会	南郷町民会館	火曜日	10:00～
11	大聖寺	白路会健康クラブ	黒瀬町公民館	木曜日	13:30～
12	大聖寺	花みずき会	南郷地区会館	火曜日	10:00～
13	大聖寺	スワン健康クラブ	白鳥町民会館	木曜日	14:00～
14	大聖寺	三谷地区健康クラブ	三谷地区会館	木曜日	10:00～
15	大聖寺	さわやか教室	塩屋地区会館	毎月3回金曜日	13:30～
16	山代	ひまわりクラブ	山代児童老人福祉センター	水曜日	10:00～
17	山代	むくげの会	山代児童老人福祉センター	木、土曜日	9:30～
18	山代	やたがらす元気塾	山代地区会館	月曜日	13:30～

NO	実施圏域	実施主体	開催場所	開催曜日	時間
19	山代	山代うきうき教室	山代地区会館	木曜日	10:00～
20	山代	宇谷町すこやかクラブ	宇谷町集会場	第2・3・4土曜日	13:00～
21	山代	東谷口やまゆり健康サークル	東谷口地区会館	毎月3回金曜日	13:30～
22	山代	庄地区健康クラブ	庄地区会館	木曜日	13:30～
23	山代	アイリスの会	山代地区会館	第1・2・3水曜日	13:30～
24	片山津	万寿会生きがい教室	湖城町町民会館	毎月3回水曜日	13:30～
25	片山津	塩浜おたっしゃ・くらぶ	塩浜町公民館	毎月3回木曜日	10:00～
26	片山津	伊切いきいきクラブ	伊切町町民会館	毎月3回木曜日	13:30～
27	片山津	柴山さわやかクラブ	柴山町民会館、 わくわくパーク	第1・3土曜日、日曜日	13:30～
28	片山津	新保いきいきクラブ	新保町公民館	第1・3・4木曜日	13:30～
29	動橋	運動サークル「スマイル」	動橋地区会館	第1・2・3金曜日	19:30～
30	動橋	分校いきいきサロン	分校町民会館	木曜日	10:00～
31	作見	小菅波ジバーズクラブ	小菅波町公民館	第1・2・3木曜日	10:00～
32	作見	作見健康クラブ	作見町民会館	金曜日	10:00～
33	作見	白山台白楽会	白山台町民会館	毎月3回木曜日	10:00～
34	作見	松が丘おたっしゃ会	松が丘町民会館	第1・2・3金曜日	13:30～
35	作見	ときわ台いきいきサロン	ときわ台コミュニティセンター	第2木曜日・ 第1・2・4月曜日	13:30～
36	山中	L.L くらぶ	山中総合福祉センターゆざや	火、金曜日	10:00～
37	山中	温泉げんきくらぶ	山中総合福祉センターゆざや	水曜日	10:00～
38	山中	下谷げんきくらぶ	山中総合福祉センターゆざや	毎月3回月曜日	10:15～
39	山中	上原げんきくらぶ	上原会館	第1・2・3月曜日	10:00～
40	山中	加美谷台健やかクラブ	加美谷台会館 他	毎月3回土曜日	14:00～
41	山中	げんきくらぶはせだ会	長谷田町会館	月曜日	9:30～
42	山中	わいわい塚谷会	塚谷会館	水曜日	9:00～

地域おたっしやサークル(閉じこもり予防型)実施一覧

内 容 茶話会や介護予防型の内容も取り入れながら実施

NO	実施圏域	サークル名	開催場所	開催曜日	時間
1	大聖寺	ウェルカム学くん	加賀交流プラザさくら	第2・4水曜日	10:00～
2	大聖寺	おいでさくら	かが交流プラザさくら	第4金曜日	10:00～
3	大聖寺	サロンさざんか	新川住宅集会場	第2・4火曜日	14:00～
4	大聖寺	ハッピーサークル耳聞山	耳聞山会館	第1・3金曜日	13:30～
5	大聖寺	東敷地町 きてみんかい	東敷地町公民館	第1・3水曜日	10:00～
6	大聖寺	つくし会 (サロンつくし)	西町町民会館	第1火曜日 第3木曜日	10:00～ 13:30～
7	大聖寺	ひまわりの会 (敷地)	敷地公民館	日、火曜日	9:00～
8	大聖寺	よいしょサークル	下屋敷町公民館	第1・3水曜日	10:00～
9	大聖寺	下河崎サロンあけぼの	南郷地区会館	第3木曜日	10:00～
10	大聖寺	いきいきサロン水仙	熊坂町民会館	第2・4土曜日	10:00～
11	大聖寺	三木おたっしや倶楽部	三木町民会館 旧三木小学校体育館	15日	13:30～
12	大聖寺	あさひ町ふれあいサロンの会	朝日町町民会館	第4火曜日	10:00～
13	大聖寺	おしゃべりサロン華	ウェルシア大聖寺店	第2・4木曜日	10:00～
14	山代	山代おしゃべりサロン	山代地区会館	第3水曜日	10:00～
15	山代	20 区健寿会	20 区区民会館	第1・2水曜日	10:00～
16	山代	サロン花みずき(おしゃべり広場)	別所地区会館	第4金曜日	13:00～
17	片山津	湖城ほほえみサロン	湖城町民会館	8日、18日、28日	11:30～
18	片山津	本町いきいきサロン	片山津町公民館	第1・3水曜日	13:30～
19	片山津	小塩辻町健康クラブ	小塩辻町公民館	第1金曜日	10:00～
20	片山津	源平おしゃべりサロン	源平町公民館	第1・3月曜日	9:30～
21	橋立	橋立元気クラブ	橋立地区会館	第2水曜日	10:00～
22	橋立	ほっと・いきいきクラブ	高尾町集会場	第3土曜日	13:30～
23	橋立	いきいきサロン蓮池	黒崎町公民館	第2・4火曜日	10:00～
24	動橋	いきいきサロンぐず	動橋地区会館	第3水曜日	13:30～
25	動橋	にこにこサロン	動橋町町民会館	第1水曜日	13:30～
26	動橋	高塚町高齢者サロン「来てかいの～」	高塚町町民会館	第2水曜日	13:30～
27	動橋	箱宮オリーブ	箱宮町公民館	第2水曜日	13:30～
28	作見	加賀サロン	アビオシティ加賀 2 階	第1・3水曜日	10:00～
29	作見	かようサロン白山台	白山台町民会館	火曜日	13:30～
30	作見	松が丘健康クラブ	松が丘町民会館	火曜日	9:00～
31	作見	やおき健康クラブ	西山田町集会場	第2・4月曜日	13:30～
32	作見	弓波町いきいきクラブ	弓波町集会場	20日	10:00～
33	山中	栢野おたっしやクラブ	栢野会館	第4木曜日	13:30～
34	山中	美楽生らくらくサロン	東谷地区会館	第2土曜日	13:30～

ふれあい・いきいきサロン実施一覧

内 容 おしゃべりや茶話会などのサロン活動

NO	実施圏域	サロン名	開催場所	開催曜日	時間
1	大聖寺	サロンたんぽぽ	関栄公民館	毎週水曜日	10:00～
2	大聖寺	緑が丘グリーンクラブ	緑が丘町町民会館	月2回	13:30～
3	大聖寺	越前三ツ屋町いきいき会	越前三ツ屋町集会場	第1・3火曜日	14:00～
4	山代	きらきらサロン	山代老人福祉センター	第1・3月曜日	10:00～
5	山代	みのり会	尾俣町民会館	2・3カ月に1回	10:00～
6	山代	若葉サロン	若葉台公民館	第1・3月曜日	13:30～
7	山代	ふれあいサロン横北	横北町町民会館	第1土曜日	10:00～
8	山代	ふれあいサロン水田丸	水田丸町民会館	第3水曜日	14:00～
9	作見	ライフアップサロン	健康スタジオ加賀温泉駅前	第2土曜日	10:00～
10	山中	ふれあいサロン「おひさま」	山中漆器団地会館	第2土曜日	10:00～
11	山中	ふれあいサロン「湯つくり」	河南地区会館	第2・4木曜日	10:00～
12	山中	メンズサロン遊快（ゆかい）	河南地区会館	第3木曜日	10:00～
13	山中	いきいきサロン「あいおす」	荒谷町集会場	第3または第4月曜日	9:30～
14	山中	いきいきサロン「ござっせの」	東谷地区会館	月末月曜日	13:30～
15	山中	いきいきサロン「しゃくなげ」	山中総合福祉センターゆざや	毎週水曜日	9:30～

介護支援ボランティア制度

ボランティアとして制度に登録し、受入施設等でボランティア活動することでポイントがもらえます。一定のポイントが貯まると、申請によりポイントを現金(5,000円を上限)に交換することができます。

対 象 加賀市内にお住まいの40歳以上の介護保険加入者で、要支援・要介護認定を受けていない方

活動場所 市に登録した加賀市内の介護保険事業所等

活動内容

- レクリエーション等の参加支援
- 囲碁・将棋・麻雀・書道・裁縫等の趣味による交流等
- お茶出しや配膳、下膳等の補助
- 行事等の手伝い(模擬店手伝い・会場設営等)
- 話し相手
- その他軽微かつ補助的な活動
- 地域型元気はつらつ塾協力員活動
- 散歩・外出・施設内移動の補助
- 洗濯物整理等の補助

※身体介助は対象外

登録時に持参するもの ボランティア保険料

登録受付窓口 加賀市社会福祉協議会(加賀市市民会館内)



お問い合わせ

加賀市役所 介護福祉課
加賀市社会福祉協議会

TEL 72-7859
TEL 72-1500

介護を抱え込まないために

介護をしている皆さん……

悩みを抱え込んでいませんか？

頑張りすぎて心も体もクタクタではありませんか？

少しでも肩の荷を軽くできる方法をともに考えませんか？



～介護認定を受けている方、受けていない方も～

加賀市では、高齢者とともにご家族などが、尊厳を保ち
安心して暮らし続けて行くことを目指しています。

**加賀市地域包括支援センター
(加賀市高齢者こころまちセンター)**

加賀市役所別館 1 階

TEL 72-8186 FAX 72-1665

E-mail kokoro@city.kaga.lg.jp

高齢者やご家族の生活上のことや介護に関するお悩みをおうかがい致します。
ご希望に応じてご自宅などへの訪問も致します。

介護をしている皆さんへ……

●介護を一人で頑張りすぎていませんか？

高齢者の介護は考える以上に大変です。一生懸命に取り組むあまり、介護をしているご家族自身が心身ともに疲れきり、体調を崩してしまったら、介護から逃げ出したくなる事も少なくありません。

介護は長期にわたるため、ご家族だけで頑張っても限界があります。自分のお大変さに気づき、無理をせず、様々なサービスや制度を利用して介護の負担を軽減する事が大切です。



介護の状況確認項目

！ご自分の大変さに気づけていますか？！

介護をしている場面で、あなたのお気持ちに当てはまるものはありませんか？

チェック ☒

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. 介護のために自分の予定を立てられない | ☐ |
| 2. 介護や高齢者の事で近所の人たちにどう思われているのか気になる、気兼ねがある | ☐ |
| 3. 今後、介護が私の手に負えなくなるのではないかと心配である | ☐ |
| 4. 介護のために、体調を崩した事がある | ☐ |
| 5. 高齢者の行動や発言をどのように受け取ったらいいのかわからない | ☐ |
| 6. 介護や医療の費用が心配である | ☐ |
| 7. 高齢者の行動や発言に腹が立つ、または怖い思いをする | ☐ |
| 8. 今後、介護がどうなっていくのか、見通しがつかず、不安である | ☐ |
| 9. 自分の伝えたい事が高齢者にうまく伝わらない | ☐ |
| 10. 介護のために、家事、買い物、家族の世話、仕事などが十分にできない | ☐ |
| 11. 家族や親族などから介護の事で意見され、いらだつ事がある | ☐ |

上記の確認項目以外でも、環境の変化（家族の出産、子どもの世話、退職による減収、借金の返済など）が原因で、ご自分が更に大変になることもあります。

いくつかチェックがついた方へ

いくつかチェックがついた方は、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーなどに相談してみませんか。高齢者やそのご家族などの生活を大切にできるよう、いろいろな問題について、様々な制度の利用や各機関との連携を図りながら相談対応していきます。

介護予防はなぜ大切？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽いのに、足腰が弱くなったからといって家に閉じこもりがちになると、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまうことがよくあります。

Q&A 介護予防ってどんなこと？

「楽だから全てヘルパーさんにお任せしてやってもらおう」と身の回りのことをヘルパーさんばかりに頼っていると、徐々に生活機能が低下して、自分でできていたことができなくなってきます。

生活機能の低下を防ぐために必要なことが、「介護予防」の取り組みです。「介護予防」とは、できる限り介護が必要とならないようにすること、たとえ介護が必要な状態になってもそれ以上悪化しないようにすることです。

「年だから老化は仕方がない」と思って放っておいては、寝たきりや認知症につながりかねません。元気なころから「心身の老化」を防ぎいきいきとした生活をおくりましょう。

バランスよくしっかり食べましょう

やせないように
よく食べることが重要です！

栄養バランスのよい食事を心がけましょう。肉や魚、卵などのたんぱく質をしっかりとりましょう。

1日3食抜かずに バランスよく食べる



たんぱく質を 十分にとる



さまざまな野菜を 毎日食べる



カルシウムの不足 に気をつける



体を動かす時間を増やしましょう

筋力は何歳からでも鍛えられます。
運動を毎日の生活に取り入れましょう！

散歩（ウォーキング）や体操、筋力トレーニングを生活に取り入れましょう。

散歩（ウォーキング）

・人混みを避けて散歩をしましょう。可能な方は、少し速めに歩くことを意識すると、さらに運動効果が高まります。



ふくらはぎの筋トレ

1セット 10回

- 1 いすの背もたれをつかみ、軽く脚を開いてまっすぐ立つ。
- 2 体が高くなるように、かかとを上げ下げする。



・回数はめやすです。体力や体の状態に合わせて回数を設定してください。
・4秒かけてゆっくり行い、4秒かけてゆっくり戻しましょう。

体に痛みなどがある人は、運動を行う前に医師に相談しましょう。

体操

・ラジオ体操などを広い場所や庭などで行いましょう。



口の健康を保ちましょう

歯だけでなく舌や口の中全体を
清潔に保ちましょう。

歯みがきや、入れ歯の手入れをしっかりと、口の健康を保ちましょう。
噛む力を鍛えることも重要です。

食後の口の手入れを忘れずに

- ・1日1回は、十分な時間をかけて歯をみがきましょう。
- ・義歯（入れ歯）は外してみがきましょう。



すべての高齢者向けのサービス

高齢者福祉サービス



かもまる講座(職員出前講座)

「かもまる講座」は、加賀市のことや、市が行っている仕事内容について、担当職員が講師となって皆さんのもとへ出向き、お話をする職員出前講座です。

参加料

無料

希望の講座を下記の中から選び、地域学び・スポーツ課に電話で申し込むか、申込書を使ってFAXで、申し込んでください。

※申込書は加賀市ホームページからダウンロードできます

- ① 介護保険と高齢者の福祉 …………… 介護保険制度の趣旨、目的、サービスの内容と、高齢者の暮らしを支える制度全般について
- ② 高齢者の介護予防と認知症予防について …………… 加賀市の現状、介護予防や認知症についての知識、軽体操（転倒予防・口腔ケア・頭の体操）、認知症や介護が必要な状態になった時への備えなどについて



お問い合わせ

加賀市役所 教育委員会 地域学び・スポーツ課

TEL 72-7980

FAX 73-4824



みんなで見守る認知症

認知症は、アルツハイマー病や脳血管の障害により、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりすることにより、日常生活に支障がある状態のことをいいます。原因となる病気はいくつかありますが、誰にでも起こりえます。加齢によるもの忘れや心の病気と混同されることもあるので、心配なときは、医療機関を受診しましょう。

見逃さないで認知症のサイン

認知症は原因によっては、早期に発見して適切な対応をとることで治療や進行を抑えることが可能です。認知症のサインに気づいたら早急にかかりつけ医等で実施している「もの忘れ健診」で医師に相談しましょう。

軽度認知障害のうちに対策を！

軽度認知障害(MCI)とは、認知症ではないけど、加齢による衰え以上に認知機能の低下が見られる状態です。MCIの方は、そうでない方に比べて認知症を発症する可能性が高い一方で、軽度の段階であれば認知症へ進行することを防ぐことができると考えられています。

◇◇◇◇ 認知症のサイン ◇◇◇◇

- ☐ 同じ事を何度も言ったり聞いたりする
- ☐ 置き忘れ・紛失が多くなった
- ☐ ものの名前が出てこなくなった
- ☐ 季節に合わない服装をしている
- ☐ 着替えや身だしなみ、入浴などを面倒くさがってやらなくなった
- ☐ 調理などを順序立てて行うことができなくなった
- ☐ 日課をしなくなった
- ☐ ささいなことで怒りっぽくなった

など



老人福祉センター

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションや仲間づくりなどに利用できる、憩いの場として設置されています。

所在地・問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
大聖寺老人福祉センター	大聖寺鷹匠町57番地1	73-2802	73-2802
山代老人福祉センター	山代温泉ヨ22番地2	76-2405	76-2405
片山津老人福祉センター	片山津温泉ヒ19番地1	74-8513	74-8513
山中老人福祉センター	山中温泉湯の出町レ11番地	78-1370	78-2773

利用内容(老人福祉センター)

- カラオケ教室 ■ 歌謡クラブ ■ 民謡教室 ■ 健康づくりの会 ■ 碁の会
- 民舞の会 ■ 詩吟の会 ■ ダンス教室 ■ 煎茶の会 ■ 大正琴の会 など

利用時間

大聖寺・山代・片山津老人福祉センター …… 午前9時～午後6時
 山中老人福祉センター …… 午前8時30分～午後5時15分
 (部屋使用は午前9時～午後4時)

休館日

大聖寺・山代・片山津老人福祉センター
 …… ■ 毎週日曜日 ■ 国民の祝日 ■ 年末年始
 山中老人福祉センター …… 年末年始

生活支援機器給付

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯で火気管理が困難な方を対象に、生活に必要な機器を給付します。

対 象

- 65歳以上の高齢者のうち
- ひとり暮らし高齢者 ■ 高齢者世帯
 - 火災の感知と避難が著しく困難であること
- ※市民税非課税世帯であることが条件です

サービス内容

- 自動消火器



お問い合わせ

加賀市役所 介護福祉課

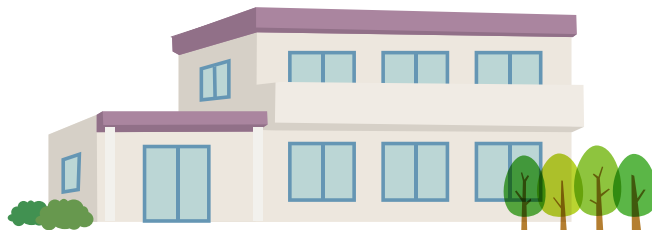
TEL 72-7859
FAX 72-1665

ケアハウス

60歳以上で、自炊ができない程度に心身の衰えがあり家庭での生活が困難な人が入所できる施設です。

利用料

事務費と生活費と管理費の負担が必要です
(事務費は本人や扶養者の所得状況により負担額が異なります)



名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X	定 員
ケアハウス慈妙院加賀	大聖寺東町1丁目30	73-3317	73-3318	29
山代温泉ヴィラ	上野町ケ245番地	77-7733	77-5152	80
ケアハウス和(やわらぎ)	片山津町ム30番	75-3500	75-3507	78
加賀中央ヴィラ松が丘	山田町蛇谷1番地9	72-8266	72-8268	60

車いすの貸出

高齢者や歩行が困難な方を対象に車いすをお貸しします。

対 象

- 高齢者
- 歩行が困難な方 など

利用者負担

無料

※利用期間は短期(概ね1カ月程度)となります



お問い合わせ

加賀市社会福祉協議会

TEL 72-1500
FAX 72-1244

生活福祉資金の貸付

収入の少ない世帯などに対し、目的に応じて貸付します。

資金の種類

- 福祉資金(住宅改修費・福祉用具購入費・療養費・介護費・災害援護費・転宅費・緊急小口資金 など)
- 総合支援資金 ■ 教育支援資金 ■ 不動産担保型生活資金

対 象

- 他から借入が困難な収入の少ない世帯
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている世帯
- 65歳以上の要介護高齢者と共に生活している世帯

※各世帯ごとに所得制限がありますので、申込の際にご確認ください。

保証人

原則、石川県内在住の65歳未満の保証人が1名必要です。

申請に必要なもの

- 借入申込書
- 民生委員調査書
- 借入申込金額を裏付ける書類
- 借入世帯および連帯保証人の源泉徴収票など所得の明らかになる書類
- 申込する資金の種類、世帯状況等によりそれぞれ異なります。



お問い合わせ

加賀市社会福祉協議会

TEL 72-1500
FAX 72-1244

移送サービス(おでかけ号)の利用(福祉有償運送サービス)

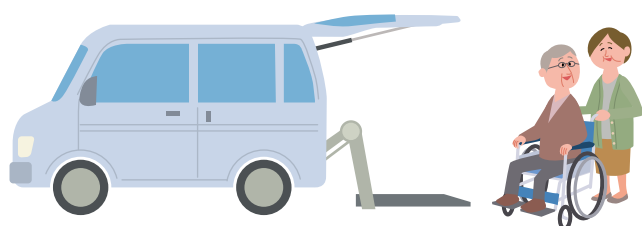
自力での歩行が困難な方が外出する際、リフト付またはスロープ付車両と運転のサービスを提供し、社会参加の支援を行います。サービスを利用するには賛助会員(年会費 1,000円)になる必要があります。

対 象

日常的に車いすを利用している会員で、運転手が必要な方
※運転は加賀市社会福祉協議会職員が行います

利用料

加賀市社会福祉協議会事務所より自宅までの距離と、利用距離から算出します。



お問い合わせ

加賀市社会福祉協議会

TEL 72-1500
FAX 72-1244



移送サービス(おでかけ号)の利用(車両貸出事業)

自力での歩行が困難な方が家族等の運転で外出する際、スロープ付車両を提供し、社会参加の支援を行います。サービスを利用するには賛助会員(年会費1,000円)になる必要があります。

対 象

日常的に車いすを利用している会員で、家族等が運転可能な方

利用方法

社会福祉協議会で所有しているスロープ付車両を貸出します。

※利用距離からガソリン代のみ算出します。



お問い合わせ

加賀市社会福祉協議会

TEL 72-1500
FAX 72-1244



あなたのその行動、 ハラスメントになっていませんか？

身体的暴力

- ◆物を投げる
- ◆たたく蹴る など

精神的暴力

- ◆理不尽な要求をする
- ◆大声で怒鳴る など

セクシュアル ハラスメント

- ◆性的な話をする
- ◆不必要な体への接触 など

精神的暴力

- ◆特定の職員につきまとう
- ◆土下座の強要 など

これらの行為はハラスメントに該当します。自身に危害を与えるつもりがなくても、相手が脅威や不快だと感じれば、ハラスメントとみなされます。

ハラスメントにより介護職員の心身の安全が脅かされれば、サービスの提供が難しくなり、状況によっては契約が解除される場合もあります。

お互いに信頼関係を築くことで、介護職員は安心して働くことができ、皆さんが適切なサービスを継続して受けられることにつながります。

介護サービスの適正利用へのご理解とご協力をお願いします。

介護職員の安心は
あなたの安心



ハラスメントを起こさないためには

受けられるサービスを 把握しましょう

介護保険で提供できるサービスの範囲は明確に定められています。契約する前に、どのようなサービスを受けられるかを、ケアマネジャーや介護サービス事業者を確認しておきましょう。

例

訪問介護サービスでは次のようなサービスは原則として介護保険の対象外です。

- 花木の水やりやペットの世話など日常生活の家事の範囲を超える行為
- 家族や来客など、本人以外のための行為
- 金銭・貴重品の取り扱い
- 家事を行える同居家族がいる場合の生活援助※

※掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助



サービスに対する苦情は相談窓口へ

介護保険サービスに関しては、次のような相談窓口があります。サービスに不満があり、担当職員に伝えづらい場合や伝えてもなかなか改善されない場合にはこれらの窓口を利用しましょう。

介護サービス事業者の相談窓口

ケアマネジャー

地域包括支援センター

市区町村の介護保険担当課

都道府県の国保連合会

など



すべての高齢者の方へ

**その他の支援や
相談窓口など**



シルバー人材センター

健康と生きがいのため、民間企業や一般家庭、公共機関などから発注される高齢者に適した仕事を引き受け、会員に提供します。

仕事の内容

- 屋内外の軽作業(除草、草刈、公共施設等の清掃など)
- サービス(家事手伝いなど)
- 管理(施設・公園・駐車場の管理など)
- 技能(植木の手入れ、襖・網戸・障子張りなど)
- 事務(一般事務、宛名書き、賞状書きなど)

就業期間等

臨時的、短期的 仕事の内容によって異なります。

対 象

市内のおおむね60歳以上で、健康で働く意欲のある方ならどなたでも入会申込ができます。

配分金の支給

自分で働いた仕事量に応じ、配分金が支給されます。

会 費

年会費 2,000円
内訳
(会費 1,000円)
(互助会費 1,000円)



お問い合わせ

公益社団法人
加賀市シルバー人材センター

TEL 73-2456
FAX 73-2458

老人クラブ

高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのために社会活動を通じ、老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織です。加賀市では、各地区ごとに老人クラブがあり、各種活動を総合的に実施しています。

組 織

各地区ごとにその地区内に住むおおむね60歳以上の高齢者によって組織されています。(単位クラブによって加入対象となる年齢が異なります)

活動内容

「健康」・「友愛」・「奉仕」を三大スローガンとし、学習・伝承・生産、文化活動・交通安全の推進などを展開しています。

(活動事例) 社会奉仕活動、教養講座の開催、各種スポーツ振興、広報活動等

入会の申込先

各単位クラブ会長までお申し込みください。
(クラブ会長がわからないときは、下記の連合会事務局まで)

会 費

会費は、単位クラブごとに決められています。



お問い合わせ

加賀市老人クラブ連合会事務局
(加賀市社会福祉協議会事務局内)

TEL 72-1500
FAX 72-1244

南加賀認知症疾患医療センター

認知症についての専門的な相談や支援を行うセンターです。認知症を早期に発見し、治療するために、下記のような症状がありましたら、お早めにご相談ください。専門の精神科医、精神保健福祉士等が医療相談等に応じます。

症 状

- 急にもの忘れがひどく目立つようになった
- 昼と夜が入れ替わり、昼間寝ていて、夜に起きている
- 人が変わったようになる
- 見当違いのことを話す

これらの症状は認知症特有のものではありません。

その他の病気でも同じ症状が見られる場合もありますので、正しい診断が必要です。お気軽にご相談ください。



お問い合わせ

南加賀認知症疾患医療センター
(小菅波町121番地1 加賀こころの病院内)

TEL 72-7031
FAX 72-0875

相談支援事業所

障がいのある方の生活や仕事等について相談ができる事業所です。相談支援専門員がご本人やご家族の相談に応じ、地域で安心して生活できるよう支援します。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
相談支援事業所かが	百々町81番地1	72-4545	72-7030
はしたて生活支援センター	橋立町イ乙54番地1	73-5250	75-7385
オープンセサミ錦城	大聖寺上福田町口76番2	73-2580	73-2581
相談支援事業所やまなか	山中温泉滝町1番1	78-0668	78-0653
相談支援事業所やましろ	山代温泉桔梗丘4丁目1番1	77-5666	76-3650
相談支援事業あいりす	潮津町ム69番地1	74-8300	74-6680



お問い合わせ

加賀市役所 地域包括支援センター
(高齢者こころまちセンター)

TEL 72-8186
FAX 72-1665

在宅療養支援診療所

在宅療養支援診療所とは、在宅医療を提供している患者から連絡を受ければ24時間態勢で往診や訪問看護を行うことが可能な診療所のことです。住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるために、訪問看護ステーションなどと連携し、療養生活を支えます。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
いしぐろクリニック	大聖寺耳聞山町85の2	73-0012	73-0012
林内科医院	大聖寺今出町5-3	73-1110	—
板谷医院	山代温泉35の11の1	77-2300	77-2367
ちよくし町クリニック	勅使町ハ25番地1	77-7827	77-6827
河村医院	片山津温泉アの9-2	74-1219	74-1209
近藤医院	潮津町ユ9番地	74-1231	74-2728
太陽けんこうクリニック	深田町55番地1	75-2500	75-2555
箱宮クリニック	箱宮町タ14-1	75-8881	75-8882
加賀ぐっすりクリニック	作見町ニ41-4 お医者村ビル	72-8155	72-8166
加賀たちばな元気クリニック	小菅波町1-70 加賀温泉駅前ビル3階	72-8159	72-8182
渋谷医院	松が丘1-7-31	73-2227	73-4226
鈴木医院	山中温泉本町1丁目ヤ7番地2	78-1116	78-5327
吉田医院	山中温泉西桂木町ト4-2	78-0045	78-4231

福祉サービス利用支援事業

日常生活を営む上で支援が必要な高齢者などに対し、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い(援助)を行います。

サービス内容

- 福祉サービスの利用のお手伝い
- 日常的なお金の管理のお手伝い(医療費、公共料金の支払いなど)
- 大切な書類などのお預かり(預金通帳など)
- 日常生活に必要な手続きのお手伝い(住民票の届け出など)

対 象

- もの忘れのある高齢者(認知症高齢者)
- 知的障がいのある方
- 精神に障がいのある方

利用料

1回につき1時間まで1,350円／1時間を超える場合は、30分ごとに450円の加算

※生活保護を受けている方は無料です



お問い合わせ

加賀市社会福祉協議会

TEL 72-1500
FAX 72-1244

成年後見センター

判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用(相談、契約)や、財産の管理(日常生活の金銭管理も含む)が自分自身では難しい、高齢者に対し、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業等の利用について、相談、手続きの支援を行います。

サービス内容

■ 成年後見制度に関する情報提供及び相談

利用料

相談費用は無料です。しかし、申立費用などについては、実費となります。



お申し込み・
お問い合わせ

かが成年後見センター ほっこり
(社会福祉法人加賀市社会福祉協議会内)

TEL 72-2227
FAX 72-1244



高齢者の権利を守ります

地域包括支援センターでは、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

預貯金通帳や財産の
管理が自分では不安に
なってきた

悪質な商法によって
高額な買い物を
させられた

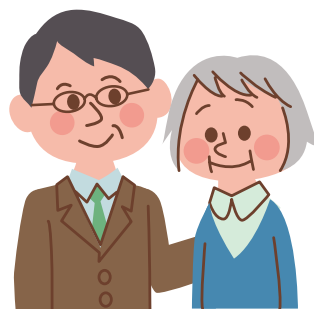
介護サービス事業者の
対応に不満を訴えても
改善されない

など

成年後見制度を利用しましょう

成年後見制度は、認知症などで判断能力が十分でない人に代わって財産の管理やさまざまな契約を行ったり、不本意な契約を結ばされてしまわないようにしたりするための制度です。

まだ判断力が十分なうちに利用する「任意後見制度」と、判断力が低下してしまった時に利用する「法定後見制度」があります。介護サービス事業者や入院する際の病院との契約などを任せることができるので、特に一人暮らしの人は前もって任意後見制度を利用して成年後見人を選んでおくとよいでしょう。



民生委員

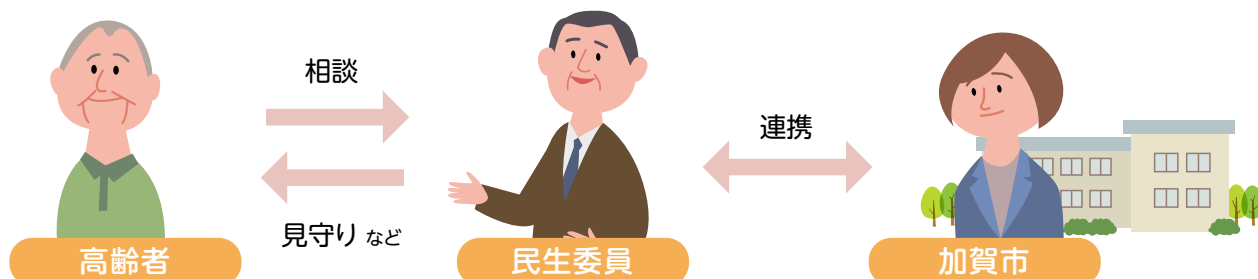
民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱されています。一定の区域を担当し、地域で生活上の問題、高齢福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査などを行っています。民生委員は、地域の住民と関係機関を結ぶ橋渡し役として、社会福祉・地域福祉の向上に大きな役割を果たしています。

(民生委員は児童福祉法に基づく児童委員としての役割も担っています)

具体的な活動

- ひとり暮らしや寝たきりの高齢者への声かけ・安否の確認などの見守りをしています。
- 個々に応じた福祉・介護サービスが受けられるよう、必要に応じて地域包括支援センターや関係行政機関などに連絡し、対応を図ります。
- 地域のひとり暮らし高齢者の集いなどを開催し地域福祉活動の輪を広げています。
- 生活基盤の不安定な低所得者世帯の方などが、自立を支援するための相談を行っています。
- 共同募金会・社会福祉協議会などの活動に協力しています。

※守秘義務があり、相談内容に関しては、一切他にもれることはありません



お問い合わせ

加賀市役所 福祉政策課

TEL 72-7854
FAX 72-7797

加賀市医療センター 地域連携センター つむぎ

地域の医療機関と連携を強化し、医療・介護・福祉の切れ目のない体制をつくり、患者さんが望む住み慣れた地域での生活に戻れるようにチームで支援します。

サービス内容

- 入院支援
- 退院支援
- 軽院先の受け入れ調整
- 病診連携(紹介患者の診察・検査予約・受診調整など)
- 連携に係る研修・交流会企画・運営
- 医療・福祉相談
- 在宅療養支援



お問い合わせ

加賀市医療センター 地域連携センター つむぎ

TEL 76-5133

介護相談窓口の お知らせ

介護なんでも110番



市内の介護保険事業所に介護相談窓口「介護なんでも110番」を設置しています。

「足腰が弱くなりお風呂に入れなくなった」「最近ものの忘れが気になる」など、介護のことや認知症のことなどで気になることがあれば、ひとりで抱え込まず、一度相談してみませんか。

各種介護・福祉サービスのご紹介や市の高齢者相談窓口へおつなぎいたします。

介護相談窓口事業所名	住所	電話番号
加賀中央居宅介護支援事業所	大聖寺東町1丁目26番地1	72-6776
グループホーム葵の園・東町	大聖寺東町2丁目21番地	72-3811
小規模多機能ホームきょうまち	大聖寺京町27番地	76-5510
慈妙院加賀	大聖寺東町1丁目30	73-3317
グループホーム いろり	幸町1丁目14番地	72-6335
グループホームまどい	直下町イ32番地1	72-5220
小規模多機能ホームなんごうえがお	上河崎町オ120番地	75-7815
加賀のぞみ園	南郷町3乙4番地	72-5211
いこいの家	山代温泉11の108番地2	77-3515
ケアリス山代	山代温泉23の61番地の1	77-6500
ニーズ対応型小規模多機能ホームききょうが丘	山代温泉桔梗丘4丁目1番1	76-3660
山代温泉慈妙院	山代温泉温泉通73	77-6623
山代すみれの家	山代温泉ハ74番地5	77-1505
朗(ほがらか) 加賀	山代温泉桔梗丘3丁目24番地3	76-1060
小規模多機能ホーム いらっせ庄	庄町ル167番地	74-5650
山代温泉ほっと篤寿苑	上野町ケ254番地	77-7103
小規模特別養護老人ホームちよくし	勅使町ル75番地1	77-3911
葵の園・丘の上	富塚町中尾126番地2	74-0129
片山津温泉日日好日院	片山津温泉ア96番地1	74-7231
ぬくもりの里	片山津町北118番地	74-3220
和(やわらぎ)	片山津町ム30番	75-3500
小規模多機能ホーム いらっせ湖城	湖城町3丁目125番地	74-8122
小規模多機能ホーム きんめい	野田町タ8番地1	74-7401
小規模多機能ホーム はしたて	橋立町イ乙54番地1	75-7384
太陽の丘	深田町口2番地1	75-2100
いらっせハマナス	小塩町コ161番地1	72-0700
動橋ひまわりの家	動橋町イ19番地1	74-1611
動橋慈妙院	動橋町カ4番地2	75-3031
加賀福祉サービス えがお	作見町ホ56番地1	73-0294
小規模多機能ハウス さくみ	作見町カ132番地1	75-3315
居宅介護支援事業所 あんしん	作見町リ77	75-2101
小規模多機能ホーム いらっせ松が丘	松が丘1丁目17番地8	72-2050
加賀こころの病院	小菅波町121番地1	72-0880
さわらび福祉会やまなか	山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089
サンライフたきの里	山中温泉滝町リ1番1	78-0666
山中温泉しらさぎ苑	山中温泉長谷田町チ17番地1	78-0211
富士見通りお茶の間さろん	山中温泉白山町ノ14番1	78-2555
小規模多機能ホームいらっせ山中	山中温泉長谷田町リ382	76-7098

土日祝日・夜間帯の相談は、「地域包括支援センター」にご連絡ください

地域包括支援センター 場所：加賀市役所別館1階 電話：72-8186

加賀市 わたしの暮らし手帳

～私のよりよい日々のために～

誰もが医療や介護が必要な状態になっても、のぞむ暮らしを続けたいと願っています。

「わたしの暮らし手帳」は、これからの自分自身の人生をより豊かな日々として送るために、未来に向かってどう生きていくのかを書き残すものです。

こんな時に役立ちます

介護が必要になった時や認知症になった時に備え自分がどう生きたいかを書き留めるものです。



わたしは、こう生きてきた

趣味や
好きな食べもの



わたしの「好き」を
残しておきたい

家族や友人
行きつけの場所



身近な人や、
安心できる場所を
伝えたい

どんな暮らしを
したいか



これからの自分の
希望や想いを
残しておきたい

どのように支援
してもらいたい



困ったとき、どうして
ほしいか伝えたい

どのような状態になっても自分らしい生活が送れるように

自分の
ため

「今」から考えてみませんか。
自分の想いを整理することで、
安心してこれからの日々を
過ごすことができます。

家族の
ため

伝えておくことで、いざとい
うときに家族が迷わず、あな
たの想いを大切にサポート
ができます。

この手帳が、あなたのよりよい日々の道しるべとなり、
あなたらしい暮らしを支える一助となりますように。

問い合わせ・配付先

地域包括支援センター
(高齢者こころまちセンター)

☎72-8186

加賀市

介護サービス 事業所マップ



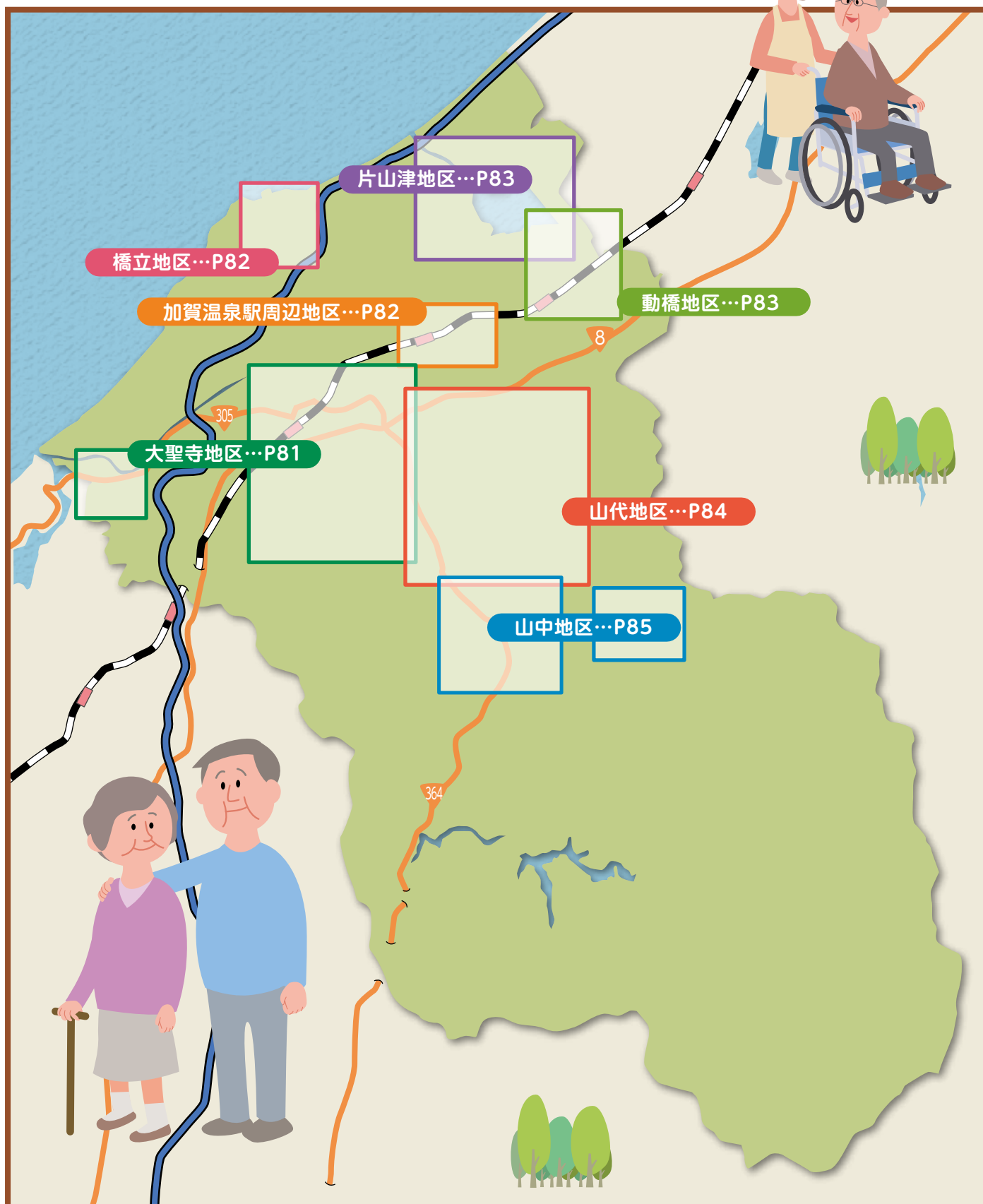
加賀市

介護サービス事業所マップ

加賀市内で介護サービスを提供している主な事業所を掲載しました。

介護サービスご利用の際にお役立てください。

※同一敷地にある事業所については集約して記載してあります



大聖寺地区



●…介護サービスのみのみ ●…介護サービス及び介護予防サービス

事業所の名称（順不同）	住 所	TEL	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	グループホーム	認知症対応型通所介護	小規模多機能ホーム	地域密着型老人福祉施設	定期巡回随時対応型サービス	特定施設生活介護	福祉用具貸与・購入	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	ケアハウス	介護なんでも110番	地区地域包括支援センター
① グループホーム葵の園・東町	大聖寺東町 2丁目 21	72-3811											●										●	
② 小規模多機能ホームきょうまち	大聖寺京町 27番地	76-5510													●								●	●
③ 大聖寺なでしこの家	大聖寺番場町 29番地 4	75-7562													●									●
④ 篤豊会 デイサービスセンター	大聖寺東町 1丁目 26	73-3324						●																
⑤ 慈妙院加賀	大聖寺東町 1丁目 30	73-3317									●									●			●	●
⑥ 藤華苑	大聖寺東町 1丁目 26番地 3	75-7332									●									●				
⑦ 小規模多機能ホーム なんごうえが	上河崎町 120番地	75-7815													●								●	●
⑧ 加賀中央訪問看護ステーション（さわやか）	大聖寺永町イ 17番地	72-1606				●																		
⑨ 介護医療院まごころ	大聖寺永町イ 17番地	75-7013									●										●			
⑩ 久藤総合病院訪問リハビリテーション事業所	大聖寺永町イ 17番地	73-3312					●																	
⑪ 訪問ステーションなのはな 訪問看護ステーションなのはな	大聖寺岡町ホ 16番地 1	75-7963		●		●																		
⑫ 加賀中央	大聖寺東町 1丁目 26番地 1	72-6776	●																					
⑬ グループホームいろり	幸町 1丁目 14番地	72-6335											●										●	
⑭ ききょうが丘ヘルパーステーション	幸町 2丁目 66番地	76-3640		●																				
⑮ 加賀温泉ケアセンター	直下町 91番地	73-3315	●								●									●				
⑯ グループホームまどい	直下町イ 32番地 1	72-5220											●										●	●
⑰ 野の花	南郷町ト 111番 3	76-5101	●	●																				
⑱ 実乃里	南郷町ト 111番 3	76-6071								●														
⑲ 吉崎の丘デイサービスセンター	吉崎町ト 131番	73-8040						●																
⑳ 加賀のぞみ園	南郷町 3乙 4番地	72-5211	●	●	●	●				●	●									●			●	



橋立地区



加賀温泉駅 周辺地区



●…介護サービスのみのみ ●…介護サービス及び介護予防サービスのみのみ ●…介護予防のみのみ

事業所の名称(順不同)	住 所	TEL	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	グループホーム	認知症対応型通所介護	小規模多機能ホーム	地域密着型老人福祉施設	定期巡回随時対応型サービス	特定施設生活介護	福祉用具貸与・購入	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	ケアハウス	介護なんでも110番	地区地域包括支援センター
① 太陽の丘(ケアリス太陽)	深田町口2番地1	75-2100																						
② 小規模多機能ホーム はしたて	橋立町イ乙54番地1	75-7384																						
③ いらっせハマナス	小塩町コ161番地1	72-0700																						
④ 加賀福祉サービスえがお	作見町ホ56番地1	73-0294	●	●	●																			
⑤ 加賀中央	山田町蛇谷1番地16	72-7111			●																			
⑥ グループホーム桜の園	松が丘1丁目15番地15	73-2588																						
⑦ 渋谷医院(みつばち、デイケアほほえみ)	松が丘1丁目7番地31	73-2227	●		●																			
⑧ 太陽のリゾート加賀	小菅波町2丁目54番地1	75-7461																						
⑨ いまケア24(いまケア太陽・あんしん)	作見町リ77	75-2101	●	●	●																			
⑩ 小規模多機能ハウス さくみ(コスモス加賀)	作見町カ132番地1	75-3315																						
⑪ 小規模多機能ホーム いらっせ松が丘	松が丘1丁目17番地8	72-2050																						
⑫ 加賀市医療センター 訪問看護ステーションりんく	作見町リ36番地	71-1110				●																		
⑬ やわたメディカルセンター 健康スタジオ加賀温泉駅前	作見町ル90番地	75-7810																						
⑭ ヘルパーステーション ゆりのき	松が丘3丁目16番地10	76-9187		●																				



●…介護サービスのみのみ ●…介護サービス及び介護予防サービス ●…介護予防のみ

事業所の名称（順不同）	住 所	TEL	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	グループホーム	認知症対応型通所介護	小規模多機能ホーム	地域密着型老人福祉施設	定期巡回随時対応型サービス	特定施設生活介護	福祉用具貸与・購入	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	ケアハウス	介護なんでも110番	地区地域包括支援センター
① 片山津温泉日日好日院（グループホーム片山津）	片山津温泉ア 96 番 1	74-7231						●			●		●							●			●	
② 和（やわらぎ）	片山津町ム 30 番	75-3500		●				●										●				●	●	
③ ぬくもりの里	片山津町北 118 番地	74-3220											●	●									●	
④ 葵の園・丘の上（グループホーム葵の園じざい）	富塚町中尾 1 番地 3	74-0129	●	●						●		●	●							●			●	
⑤ デイサ 花花	柴山町ち 91 番地	74-2300						●																
⑥ 小規模多機能ホーム いらっせ湖城	湖城町 3 丁目 125 番地	74-8122													●								●	●
⑦ 小規模多機能ホーム きんめい	野田町タ 8 番地 1	74-7401													●								●	●
⑧ 打越デイサービスセンター	打越町ら 110 番 1	75-3815						●																
⑨ 動橋ひまわりの家	動橋町イ 19 番地 1	74-1611													●								●	●
⑩ 動橋慈妙院	動橋町カ 4 番地 2	75-3031									●					●							●	
⑪ 小規模多機能ホーム いらっせ分校	分校町リ 338 番 1	74-1301													●									●

山代地区



●…介護サービスのみのみ ●…介護サービス及び介護予防サービス

事業所の名称（順不同）	住 所	TEL	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	グループホーム	認知症対応型通所介護	小規模多機能ホーム	地域密着型老人福祉施設	定期巡回随時対応型サービス	特定施設生活介護	福祉用具貸与・購入	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	ケアハウス	介護なんでも110番	地区地域包括支援センター
① ニーズ対応型小規模多機能ホームききょうが丘	山代温泉桔梗丘4丁目1番1	76-3660													●								●	●
② いこいの家（山代デイサービス）	山代温泉11の108番地2	77-2270						●					●										●	
③ 朗（ほがらか） 加賀	山代温泉桔梗丘3丁目24番地3	76-1060		●				●															●	
④ 板谷医院（かがやき）	山代温泉35の14番地の3	77-2311	●	●				●																
⑤ 篤寿苑	上野町ケ254番地	77-7103						●			●		●											●
⑥ 山代温泉ヴィラ	上野町ケ245番地	77-7733																●				●		
⑦ デイサービスセンターたんぽぽ	河南町カ153番地	77-8700							●															
⑧ ケアリス山代	山代温泉23の61番地の1	77-6500						●															●	
⑨ 山代温泉慈妙院	山代温泉温泉通73番地	77-6623									●					●							●	●
⑩ ちよくし	勅使町ル75番地1	77-3911									●					●							●	●

●…介護サービスのみ ●…介護サービス及び介護予防サービス

事業所の名称（順不同）	住 所	TEL	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	グループホーム	認知症対応型通所介護	小規模多機能ホーム	地域密着型老人福祉施設	定期巡回随時対応型サービス	特定施設生活介護	福祉用具貸与・購入	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	ケアハウス	介護なんでも110番	地区地域包括支援センター
① 山代すみれの家	山代温泉ハ 74 番地 5	77-1505													●								●	●
⑫ 太陽のプリズム河原	河原町ホ 36 番地	77-0361	●	●		●																		
⑬ 小規模多機能ホーム いらっせ庄	庄町ル 167 番	74-5650													●								●	●
⑭ 訪問介護事業所キセイ	山代温泉桔梗丘 3 丁目 96 番地の 1	77-1150		●																				
⑮ すまいる加賀	別所町 2 丁目 82 番地	75-7783						●																



●…介護サービスのみ ●…介護サービス及び介護予防サービス

事業所の名称（順不同）	住 所	TEL	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	グループホーム	認知症対応型通所介護	小規模多機能ホーム	地域密着型老人福祉施設	定期巡回随時対応型サービス	特定施設生活介護	福祉用具貸与・購入	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	ケアハウス	介護なんでも110番	地区地域包括支援センター
① 山中温泉しらさぎ苑	山中温泉長谷田町チ 17 番地 1	78-0211								●	●	●									●		●	
② サンライフたきの里	山中温泉滝町リ 1 番 1	78-0666	●								●					●				●			●	
③ さわらび福祉会やまなか	山中温泉塚谷町口 24 番地 1	78-0089	●	●		●			●														●	
④ はるるデイサービスセンター	山中温泉東町 2 丁目 35 番地	78-5581						●																
⑤ つかたに	山中温泉塚谷町 2 丁目 132 番地 1	78-5701									●					●								
⑥ 地域交流の家 ふらっと	山中温泉長谷田町への 91 番地 1	78-2210							●															
⑦ 富士見通りお茶の間さろん	山中温泉白山町ノ 14 番 1	78-2555													●								●	●
⑧ ケアリス山中	山中温泉上野町ル 15 番地 1	78-0270							●															
⑨ 訪問看護ステーションぬくもり	山中温泉上野町ル 15 番地 1	080-4173-3076				●																		
⑩ 山中温泉ぬくもり診療所	山中温泉上野町ル 15 番地 1	78-0301							●															
⑪ 鈴 介護相談室	山中温泉長谷田町口 435 番地	090-5171-8515	●																					
⑫ 小規模多機能ホーム いらっせ山中	山中温泉長谷田町リ 382 番地	76-7098													●								●	
⑬ グループホームつなぐる山中	山中温泉長谷田町リ 386 番地	76-9130											●											

高齢者の総合相談窓口はこちら



地域包括支援センター

(加賀市高齢者こころまちセンター)

専門スタッフが対応いたします

相談メニュー

- ☐ 介護予防
- ☐ 介護保険の利用
- ☐ 各種高齢者福祉サービスの利用
- ☐ 権利擁護について
- ☐ 認知症のこと

こちらまでご相談ください

加賀市役所別館 1階

は い ハロー
TEL:72-8186
kokoro@city.kaga.lg.jp



介護なんでも110番

身近な介護の相談窓口として
ご利用ください。

詳しくは
77 ページを
ご覧ください。



介護保険のサービスに関する相談 ※加賀市の市外局番は0761です。

相談窓口	電話番号	FAX
加賀市役所 介護福祉課	0761-72-7853	0761-72-1665
介護サービス苦情110番 (石川県国民健康保険団体連合会)	076-231-1110	076-231-1601
石川県介護保険審査会 (石川県健康福祉部長寿社会課)	076-225-1498	076-225-1418

保健福祉サービスに関する相談

相談窓口	電話番号	FAX
福祉サービス苦情相談センター (石川県福祉サービス運営適正化委員会)	076-234-2556	076-234-2558